

目論見書 2004.2

MSCIインデックス・
セレクト・ファンド
コクサイ・ポートフォリオ

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型)

Morgan Stanley

Morgan Stanley

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 14 日にその届出の効力が生じております。

2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

目論見書の目次

ファンドの概要	ファンドの基本情報	1
	ファンドの仕組み	3
	その他のファンド情報	5
	ファンドの沿革	5
運用の内容	ファンドの性格および特色	6
	ファンドの目的および基本的性格	6
	ファンドの投資対象	7
	投資態度	8
	運用体制	12
	投資制限	14
	配分方針	15
	投資リスク	16
	ファンドのリスク	16
	投資リスクに関する管理体制	17
	ご投資の手引き	お申込(ご購入・ご換金)手続き
お申込取扱場所と時間		19
ご購入のお取扱い		19
ご換金のお取扱い		21
手数料等および税金		24
その他の費用		27
課税上のお取扱い		27
管理および運営		31
資産管理等の概要		31
受益者の権利等		35
運用の状況	ファンドの運用状況等	37
	運用状況	37
	子投資信託の運用状況等	38
	(1) 投資状況	38
	(2) 運用実績	39
	(3) 設定および解約の実績	40
経理状況	42	
その他	その他の情報	95
	委託会社等の概況	95
	目論見書の記載事項等	95
	内国投資信託受益証券事務の概要	97

〈添付〉

【約款】

【用語解説】

ファンドの基本情報

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

ファンドの名称	MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ (以下、「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)
主な投資対象および ファンドの目的	主として世界各国の株式に「MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。 *詳細については、後述の「ファンドの性格および特色」をご参照ください。
ベンチマーク	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数 (MSCIコクサイ・インデックス)
運用方針	後述の「ファンドの性格および特色」、「投資態度」、「約款」をご参照ください。
運用実績	後述の「ファンドの運用状況等」をご参照ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 *詳細については、後述の「投資制限」、「約款」をご参照ください。
ファンドの リスク	ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動もあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。 *詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。
信託設定日	平成9年11月20日
信託期間	原則として無期限
決算日	原則として、毎年11月19日の年1回決算(決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に分配を行います。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 *詳細については、後述の「分配方針」をご参照ください。
収益分配金のお 支払い/再投資	i) 分配金支払いコース:原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。 ii) 分配金再投資コース:課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。
お申込取扱場所	販売会社の本・支店、営業所等

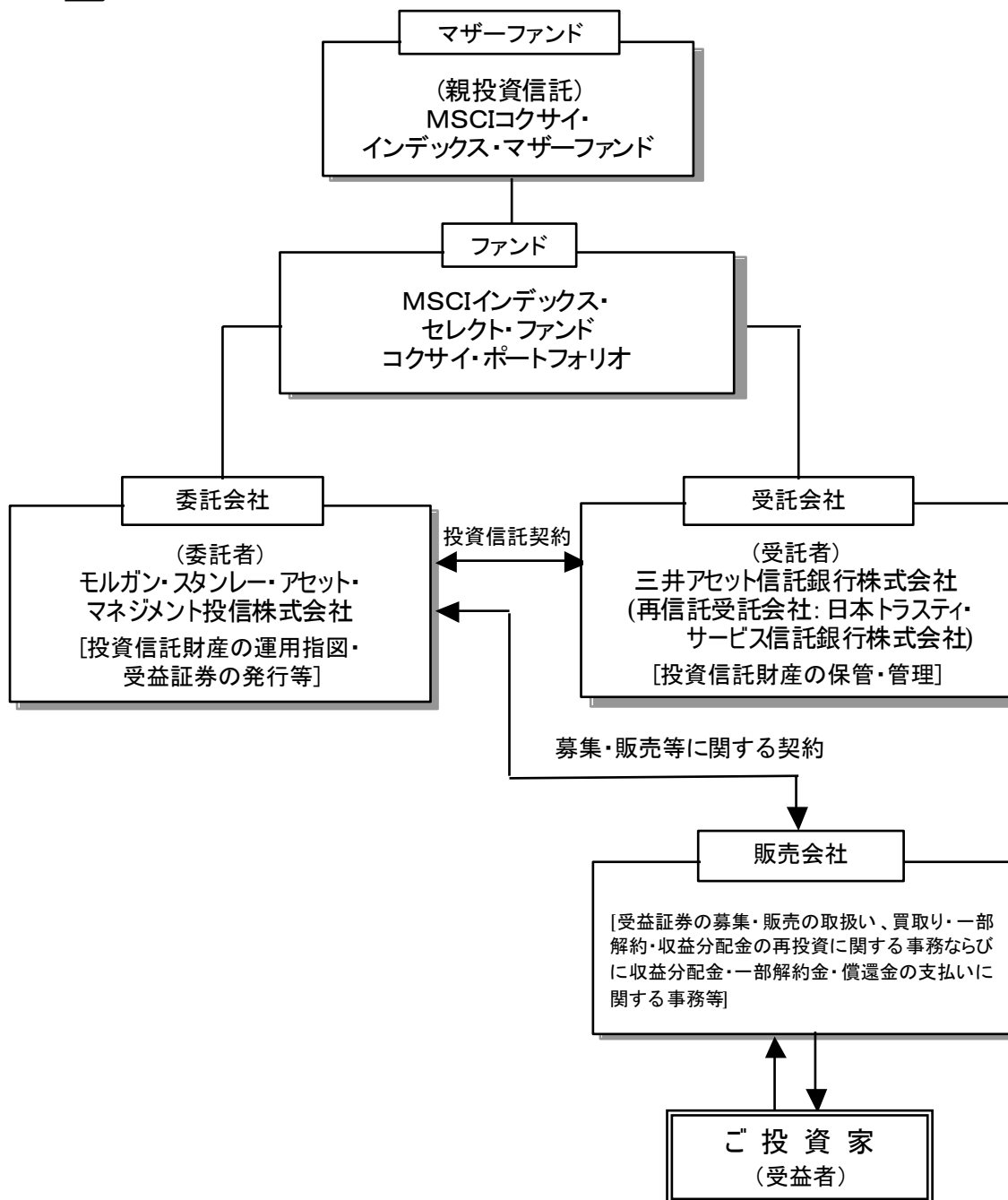
お 申 込 時 間	ご購入／ご換金共通：原則として午後 3 時(年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前 11 時)までにお申込みが行われかつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。(販売会社により異なりますのでご注意ください。)ただし、ファンドが定める休業日を除きます。
ご 購 入 単 位	最低申込単位を i) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ii) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として各販売会社が個別に定める単位とします。 ※ 販売会社によっては i) または ii) どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご 購 入 価 額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご 購 入 手 数 料	ご購入金額または代金に応じ、販売会社が個別に定める 3%(税込 3.15%)以内の率をご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ※ 詳細については、後述の「お申込(ご購入・ご換金)手続き」をご参照ください。 ※ 手数料には 5%の消費税等相当額がかかります。 ※ 償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等となります。詳しくは後述の「手数料等および税金」をご参照ください。 ※ MSCI インデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるお申込みの場合は無手数料となります。(ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれます。)
ご 購 入 代 金 の 日	ご購入申込受付日から起算して 5 営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。(なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。)
ご 換 金 単 位	各販売会社が定める単位とします。 (詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。)
ご 換 金 価 額	ご換金には「解約請求」または「買取請求」がありますので、ご換金価額については、後述の「ご換金のお取扱い」をご参照ください。
ご 換 金 代 金 の お 支 払 日	原則としてご換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率 0.90%(税込 0.945%)
課税上のお取扱い	後述の「手数料等および税金」をご参照ください。

ご投資家のみなさまにおかれましては、目論見書をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

※ 当日目論見書で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語集」を添付しておりますので併せてご参照ください。

ファンドの仕組み

1 ファンドの仕組みの概要



2 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人(受託会社および販売会社をいいます。)の名称および運営上の役割ならびに委託会社等が関係人と締結している契約等の概要は次のとおりです。

❖委託会社

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

- 受益証券の発行
- 投資信託財産の運用指図
- 目論見書および運用報告書の作成 等

❖受託会社

三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、委託会社との間で締結された投資信託契約に基づき、以下の業務を行います。

- 投資信託財産の保管・管理

(信託事務の一部を再信託する場合があります。)

なお、受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

かかる委任に基づき外国において保管業務を行う金融機関は、次のとおりです。

J.P.モルガン・チェース銀行

ユーロクリア クリアランス システム リミテッド

❖販売会社

販売会社については、後記「お申込(ご購入・ご換金)手続き」「お申込取扱場所と時間」をご参照ください。

販売会社は、委託会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集もしくは販売の取扱いに関する契約ならびに証券投資信託受益証券の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約に基づき、以下の業務を行います。

- 受益証券の募集・販売の取扱い
- 買取り・一部解約・収益分配金の再投資[※]に関する事務
- 収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務 等

※ 「一般コース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

その他のファンド情報

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 内国投資信託
受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)
原則として無記名式ですが、記名式への変更も可能です。
格付は取得していません。 |
| (2) 発行数 | 受益証券1口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた金額の合計額が5,000億円となる口数の合計口数を上限とします。 |
| (3) 発行価額の総額 | 5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。 |
| (4) 申込期間 | 平成16年2月14日から平成17年2月18日まで
※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| (5) 振替機関に関する事項 | ありません。 |
| (6) 日本以外の地域における発行 | ありません。 |
| (7) 有価証券届出書の写しの縦覧 | 委託者が有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所はありません。 |
| (8) 届出書提出日 | 平成16年2月13日 |

ファンドの沿革

- | | |
|-------------|--|
| 平成9年11月20日 | 投資信託約款締結、ファンドの設定・運用開始 |
| 平成12年11月15日 | 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」附則第3条により新証券取引法第二章の規定を適用しない期間満了に伴い「有価証券届出書」提出 |
| 平成12年12月1日 | 新証券取引法による募集開始 |
| 平成14年3月11日 | マザーファンドの投資信託約款を締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行 |

受益証券は上場されません。

ファンドの性格および特色

ファンドの目的および基本的性格

- 主として世界各国の株式に「MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

* 後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

- グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(MSCIコクサイ・インデックス)に連動する投資成果を目指します。

* ただし、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ファンドおよびインデックスは円ベースです。

- ファンドは、追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)です。

※ 社団法人投資信託協会の商品分類(各種ファンドの基本的性格を表しています。)において、国際株式型(一般型)とは「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されています。

MSCIインデックス(指数)について

- ① MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が算出する、世界的な株価指数の名称です。
- ② MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。
- ③ MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。
- ④ MSCIは、1969年から30年以上にわたり、豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在50カ国に達しています。(平成15年12月末現在、出所MSCI)

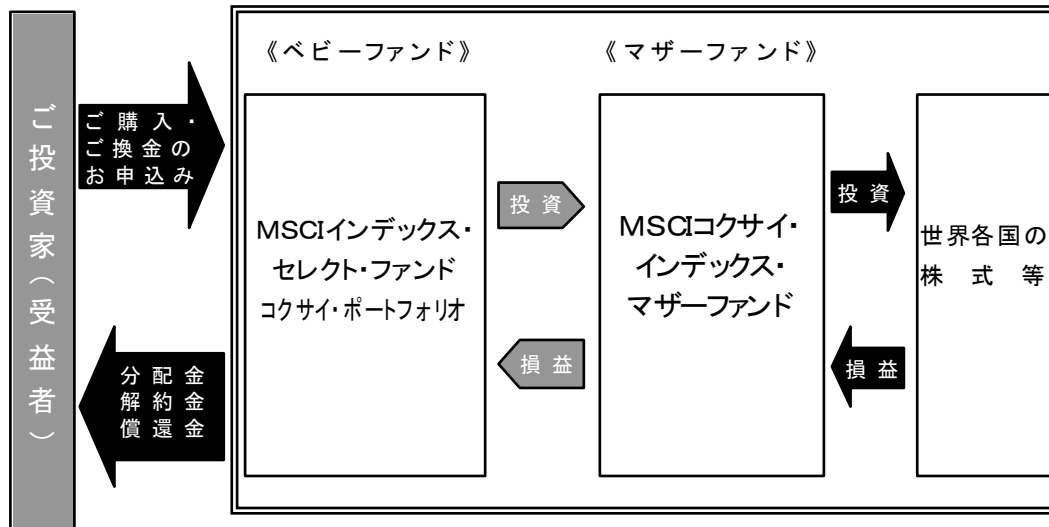
※ MSCIインデックスは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社の知的財産であり、MSCIはモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルのサービスマークです。

※ MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。

※ MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

ファミリーファンド方式について

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。
 ファミリーファンド方式とは、ご投資家の皆様から集めた資金をまとめてベビーファンド(MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ)とし、その資金を親投資信託であるマザーファンド(MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

*平成16年2月13日現在、「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」以外で「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資するファンドとして、「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド」および「モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド」(適格機関投資家専用)があります。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

ファンドの投資対象

主として世界各国の株式(DR(預託証券)および
 カントリーファンドを含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザー
 ファンド」受益証券を主要な投資対象とします。

■ マザーファンドの主要投資対象 ■

世界各国の株式(DR(預託証券)および
カントリーファンドを含みます。)を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

1 世界各国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンドを含みます。)を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

※株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

3 モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数*(MSCIコクサイ・インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

*MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。

MSCIコクサイ・インデックスの構成国(平成15年12月末現在)は、以下の22カ国です。
「アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港」

ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。



運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の 3 段階で行います。

【運用プロセス】

第一段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程

国、銘柄毎のインデックス組入比率等を分析し、その後各国インデックス構成銘柄の平均売買高、売買スプレッド等の流動性を分析します。次に、ファンドの運用金額および流動性分析結果を勘案し、当社グループ独自開発の最適化モデルにより、トラッキング・エラー（ベンチマークとの収益率の乖離）の最小化を図りつつ組入銘柄および組入比率を決定します。地域、国別および業種別配分は、インデックスの地域別／国別構成比率および業種別構成比率に基づきます。また、銘柄選択は、最適化モデルにより各国インデックスに連動するように行います。

第二段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程

MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらに当社グループ内の証券情報データグループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のデータを毎日取得します。これらを基に、運用チームがトラッキング・エラーの監視および銘柄のデフォルト確率分析を行います。

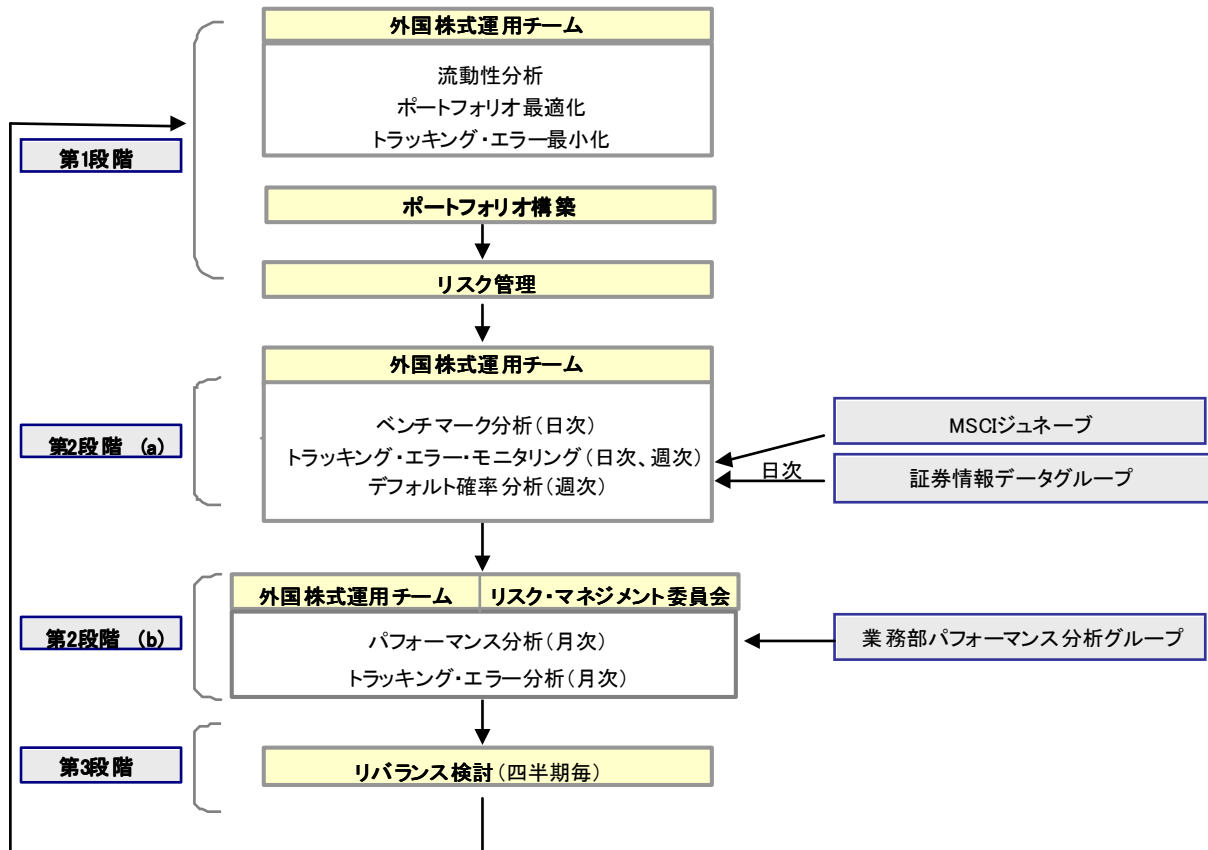
(b) 構築したポートフォリオを管理する過程

業務部パフォーマンス分析グループが、毎月パフォーマンスの計測および要因分析を行います。これらの分析データは、運用部および社内のリスク管理組織であるリスク・マネジメント委員会に提出され、管理目標の遵守状況等が精査されます。

第三段階 リバランスを実施する過程

推定トラッキング・エラーを勘案し、主に以下の場合に速やかにポートフォリオのリバランス取引を検討します。

- ① 3ヶ月毎の定期的なインデックス構成銘柄変更時（2月、5月、8月、11月末）
- ② 構成国の国別組入比率がベンチマークの組入比率から管理目標以上に乖離した場合
- ③ キャッシュ管理目標を超えた場合
- ④ コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



❖ 有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

- ❖ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ❖ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(参考) マザーファンドのベンチマーク※は MSCI コクサイ・インデックスとします。

※ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、ベンチマークに連動した投資成果を目指しますが、それを保証するものではありません。また、世界の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制

ファンドの運用にあたっては、東京拠点の外国株式運用チームが担当します。MSCI構成銘柄に関するリサーチは、当社のグローバルな拠点網を活用して行います。

❖ ミクロリサーチ

- ・当社が独自に開発したRAPPA(Research and Portfolio Performance Analysis)を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチレポートを、グループ全社員で共有することを目的に開発されたシステムです。

❖ 証券情報収集

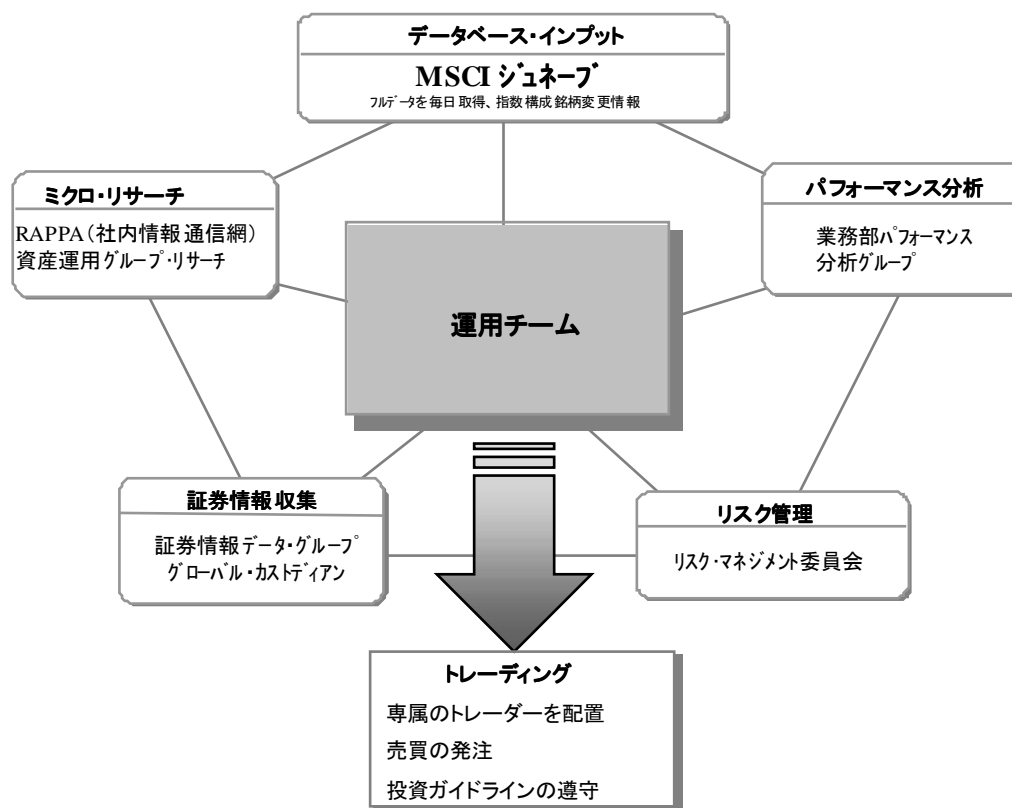
- ・日次でMSCIから構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・日次で、当社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します。
- ・各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

実際の売買発注業務は運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。

❖ トレーディング

- ・証券発注に係る運用担当者とトレーダーの役割分担を明確にすることで、投資基準を忠実に遵守し、また内部牽制および最良執行を徹底します。

上記体制で入手した情報を基に、当社グループ独自開発の最適化モデルおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



委託会社ではファンドの運用に関する社内規定を設け、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程や、コンプライアンス・マニュアルによる有価証券等の売買執行に係る基準、その遵守手続き等に関する取扱い基準等を定めています。こうした基準等を遵守して、利益相反となる取引やインサイダー・トレーディング等の発生と可能性を回避し、最良条件による取引が執行されるようにしています。

※ ファンドの運用体制等は、平成 15 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

- ◇ 株式への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3)投資制限①)
- ◇ 外貨建資産への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3)投資制限③)

* 実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の総資産総額に占める割合をいいます。

※委託会社は、上記の約款による投資制限の他、投資信託法等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。*
※日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ 外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲は、約款第23条の範囲で行います。

※マザーファンドは、ファンド同様の投信法による投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

分配方針

年1回の毎決算時(原則11月19日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

- ❖ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等*の全額とします。
- ❖ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。)
- ❖ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

※ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金のお受取り等に関しては、後述の「管理および運営 受益者の権利等」①「収益分配金受領権」をご参照ください。

投資リスク

ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、為替変動の影響を受けます。したがって、基準価額[※]は変動し、元本が保証されているものではありません。よって、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

※「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の純資産総額を計算日*における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。

❖ 価格変動リスク

ファンドが保有する有価証券等の価格の変動により、基準価額は変動します。

❖ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするため保有有価証券等を大量に売却しなければならぬ場合があります。その場合、市場動向や流動性等の状況により、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他ファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

❖ カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

❖ 信用リスク

組入れ株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額に大きく影響を与えることがあります。

❖ 為替変動リスク

ファンドは、マザーファンドを通じて、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。円安局面では基準価額の上昇要因の一つとなりますが、円高局面ではその資産価値を減少させる可能性があります。

❖ 対象とする株価指数との乖離

ファンドは MSCI コクサイ・インデックスと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額と MSCI コクサイ・インデックスは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要因は、ファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買する時間のずれ、株式を売買する際の売買コスト、信託報酬等の費用の負担等があります(これらの場合以外にも、乖離する場合があります)。

❖ 流動性リスク

ファンドが保有する有価証券等が期待される価格で売却できない場合、ファンドの基準価額は影響を受ける場合があります。

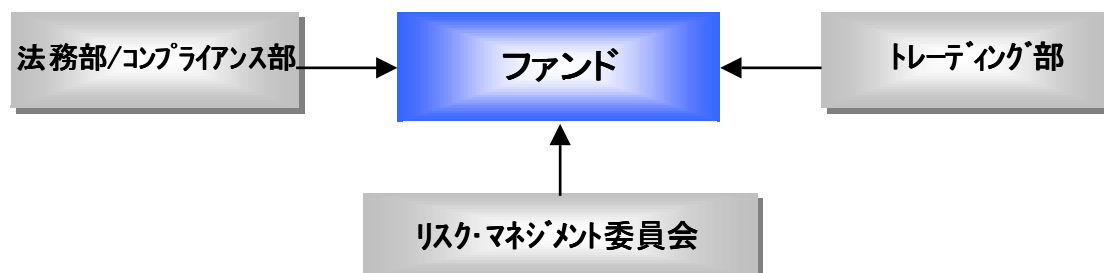
❖ その他

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合、投資信託約款の規定に従い、受益証券の取得の申込み、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた申込み・請求の各受付を取消す場合があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

投資リスクに関する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況^{じゆんしゆ}およびポートフォリオ運用に関わるリスクを、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。



❖ 売買執行体制

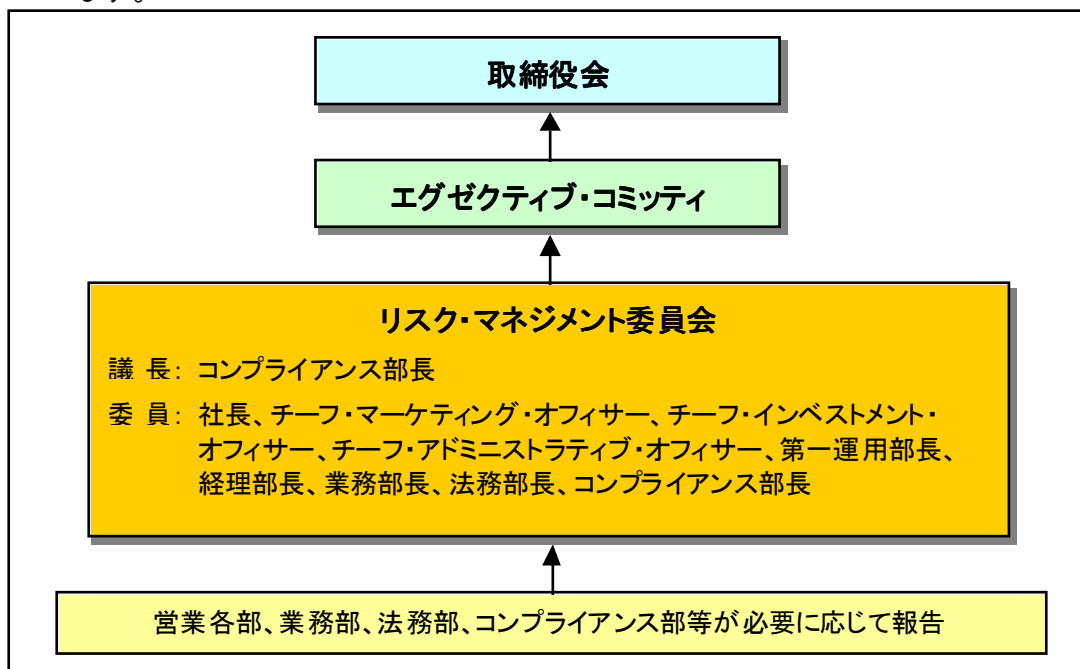
売買執行は、運用部門から組織的に独立したトレーディング部が行い、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の(a)情報提供能力、(b)売買執行能力、(c)事務処理能力、(d)システム対応能力、(e)信用力等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

❖ コンプライアンス体制

コンプライアンス部が、ファンドの投資ガイドライン、社内規定、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

❖ リスク・マネジメント委員会

委託会社では、信用、業務、運用、従業員、法的規制およびコンプライアンス上などに関する諸リスクの情報を共有し、またそれらの管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はコンプライアンス部長を議長とし、社長、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、第一運用部、経理部、業務部、法務部およびコンプライアンス部の各部長により構成され、必要に応じて営業各部、業務部、法務部、コンプライアンス部等からリスク管理上の事項について報告を受けます。なお同委員会は、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



※リスク・マネジメント委員会は、平成16年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

お申込（ご購入・ご換金）手続き

お申込取扱場所と時間

❖お申込取扱場所

お申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03 - 5424 - 5130

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

i-mode ホームページ <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

※なお、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

❖お申込時間

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受け付けは、原則として午後 3 時（年末年始など日本の証券取引所の半休日の場合は午前 11 時）までにお申込みが行われかつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みの受付はできません。

ご購入のお取扱い

❖ご購入単位

最低申込単位を

分配金支払いコース	1 万口以上 1 口単位 または 1 万円以上 1 円単位
分配金再投資コース	1 万口以上 1 口単位 または 1 万円以上 1 円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」と収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、お申込取扱場所によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

ご購入に際して、「分配金支払いコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをご指定ください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口の整数倍をもってご購入のお申込みに応ずることができ、その販売価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

❖ ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

基準価額とは、ファンドの純資産総額*1をファンドの計算日*2における受益権総口数で割った額です。ファンドでは1万口当りで表示しています。

*1 資産総額から負債総額を差し引いたものです。

*2 計算日とは、基準価額が算出される日を示し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額の算出方法、算出頻度および照会方法については後述の「管理および運営」「資産管理等の概要」①「資産の評価」をご参照ください。

❖ ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、ご購入申込金額または代金に応じて3%(税込 3.15%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

なお、ご購入手数料には消費税等相当額(手数料の5%)が加算されますのでご注意ください。

償還乗換え等によりお申込みの場合は、無手数料等でお取扱いいたします。詳しくは後述の「手数料等および税金」をご参照ください。

MSCI インデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。(ただし、換金されるポートフォリオからは個別元本超過額に対する源泉税が差し引かれますのでご注意ください。)

❖ ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金を販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払ください。

【分配金支払いコースを選択した場合】

ご購入金額(ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込みの口数)に、ご購入手数料ならびに当該ご購入手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算したものをご購入代金としてお申込みの販売会社にお支払いください。

【分配金再投資コースを選択した場合】

ご購入代金をお申込みの販売会社にお支払いください。(ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する金額はご購入代金から差し引かれます。)

ご投資家の皆様のご購入にかかわる資金の総額は、販売会社により、委託会社の口座を経由して、追加信託を行う日に、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〈ご購入に関する留意点〉

- 「分配金支払いコース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。「分配金再投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなります。
- 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合は、投資信託約款の規定に従い、追加設定を制限する措置をとることができます。その場合には、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関は、ファンドの受益証券のご購入のお申込みの受付けの中止、既に受付けたご購入のお申込みの取消またはその両方を行うものとします。

ご購入のお取扱い

- ご購入は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。
- ご購入をお申込みの際は、販売会社に対しましては販売会社を通じ委託会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

❖ご購入単位

販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

❖ ご換金価額

〈解約請求の場合〉

ご換金価額は、ご換金申込受付日(一部解約の実行の請求の受付日)の翌営業日の基準価額を解約価額とします。

受益者のお手取り額は以下のとおりとなります。

● 個人の受益者の場合

解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%)を差し引いた額。

※平成16年1月1日より総合課税と申告不要制度の選択制となりました。従って、原則として確定申告は不要です。なお、解約差損については、確定申告により、株式等の売買益と損益通算することができます。

● 法人の受益者の場合

解約価額から所得税(解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%)を差し引いた額。

解約価額は、毎営業日計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03 - 5424 - 5130

(受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

〈買取請求の場合〉

ご換金価額は、ご換金申込受付日(買取の請求の受付日)の翌営業日の基準価額から所得税相当額(当該基準価額が個別元本*を上回った場合、その超過額に対し7%。なお、平成20年4月1日からは15%)を控除した買取価額とし、受益者のお手取り額となります。この所得税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

買取価額がご購入代金(ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額)を上回った場合の買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。

買取価額は、ご照会および買取お申込みに応じ随時計算され、販売会社への問い合わせが可能です。

* 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する額は含まれません。)をいいます。詳しくは、後述の「手数料および税金」「課税上のお取扱い」をご参照ください。

ご換金に伴う手数料は不要です。

※上記は平成16年2月13日現在のものであり、税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳しくは、後述の「手数料等および税金 課税上のお取扱い」をご参照ください。

❖ ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して、5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

〈ご換金に際しての留意点〉

- 委託会社(一部解約の場合)および販売会社(買取りの場合は委託会社との協議に基づいて)は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金申込受付日とします。
- 大口解約の制限
投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

手数料等および税金

❖ご購入時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3%(税込 3.15%)以内の手数料率を乗じて得た額*1
消費税等相当額	ご購入手数料に対し 5%

❖保有期間中にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金									
信託報酬*2	<p>ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に右記の料率を乗じて得た額</p> <p>その配分については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率(年率)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.40% (税込0.42%)</td> <td>0.40% (税込0.42%)</td> <td>0.10% (税込0.105%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>年率 0.90% (税込0.945%)</p>	配分比率(年率)			委託会社	販売会社	受託会社	0.40% (税込0.42%)	0.40% (税込0.42%)	0.10% (税込0.105%)
配分比率(年率)										
委託会社	販売会社	受託会社								
0.40% (税込0.42%)	0.40% (税込0.42%)	0.10% (税込0.105%)								
消費税等相当額	信託報酬に対し 5%									
所得税および地方税	<p>●個人の受益者の場合 普通分配金*3額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。)</p> <p>●法人の受益者の場合 普通分配金*3額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p>									
その他費用	後述の「その他費用」をご参照									

❖ ご換金時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
〈解約請求の場合〉 所得税および地方税	<p>●個人の受益者の場合</p> <p>解約価額の個別元本*⁴超過額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。)</p>
	<p>●法人の受益者の場合</p> <p>解約価額の個別元本*⁴超過額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p>
〈買取請求の場合〉 所得税相当額	<p>●個人の受益者の場合</p> <p>個別元本*⁴超過額に対し (所得税相当額) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p> <p>買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。</p>
	<p>●法人の受益者の場合</p> <p>個別元本*⁴超過額に対し (所得税相当額) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p>

❖ 償還時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	<p>●個人の受益者の場合</p> <p>償還時の個別元本*⁴超過額に対し (所得税および地方税) 10% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が20%となります。)</p>
	<p>●法人の受益者の場合</p> <p>償還時の個別元本*⁴超過額に対し (所得税) 7% (なお、平成20年4月1日からは、上記税率が15%となります。)</p>

* 1 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。(前述の「お申込(ご購入・ご換金)手続き」をご参照ください。)

償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。

* 2 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。

* 3 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

* 4 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

※上記は平成16年2月13日現在のものであり、税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

〈償還乗換え等について〉

- 償還乗換え*¹によりファンドの受益証券をご購入する場合には、ご購入申込口数のうち当該償還金額(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額)の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。
- 換金乗換え*²によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

*1 「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。

*2 「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

※お取扱いについては各販売会社にお問い合わせください。

〈信託報酬について〉

- 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。
- 信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。
- 上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は信託報酬支払いのときに投資信託財産中から支払われます。

その他の費用

1

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

2

諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

- ❖ 投資信託財産に係る監査報酬
- ❖ 法律顧問に対する報酬
- ❖ 目論見書および要約目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ❖ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ❖ 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ❖ 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ❖ 受益証券の作成および管理事務に係る費用(受益証券の印刷に係る費用を含みます。)

3

委託会社は上記②に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額を投資信託財産から受けることができます。かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、委託会社に支払われます。

課税上のお取扱い

1

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

A 個別元本について

- ◆ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(ご購入に係る手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ◆ 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回ご購入した場合、個別元本は、

当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ◆ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社でご購入する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドをご購入する場合は当該支店等ごとに、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ◆受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の **C** 「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

B ご換金時および償還時の課税について

ご換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

C 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

D 個人、法人別の課税のお取り扱いについて

公募株式投資信託の受益証券に係る収益分配金および一部解約または償還差益につきましては、平成15年度税制改正により、平成16年1月1日以降に支払いを受けるべきものからは、総合課税と申告不要制度の選択制となりました。さらに、平成16年1月1日以降から平成20年3月31日までの間は、その源泉徴収税率が軽減されます。

また、買取請求時の買取価額は非上場株式等の売却価額と同じ課税取扱いとなりました。

◆個人の受益者に対する課税

	課税対象額		税率等
収益分配金	普通分配金※ ¹	配当所得	源泉課税 平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで 10%(所得税7% 地方税3%)
一部解約金	解約価額※ ² の個別元本超過額		
償還金	償還価額の個別元本超過額		
買取代金	買取差益	譲渡損益	申告分離課税(原則) 平成16年1月1日以降 26%(所得税20% 地方税6%)

※1 普通分配金については、上記 **C** 「収益分配金の課税について」をご参照ください。

※2 解約価額は一部解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額です。

* 配当所得は平成20年4月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉税率となります。配当所得は、上場株式等の配当金と同様に、総合課税と申告不要制度の選択制となります。従って、原則として確定申告は不要ですが、確定申告をすることにより配当控除の適用を受けることができます。(ただし、当ファンドには適用されません。)

* 買取請求により発生した譲渡損益は、株式等の譲渡損益と同様に申告分離課税が適用され、その譲渡損益は株式等の譲渡損益と損益通算することができます。また、一部解約時または償還時に差損が発生した場合は、みなし譲渡損として確定申告により株式等の譲渡損益と損益通算することができます。

◆法人の受益者に対する課税

	課税対象額		税率等
収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉課税 平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで 7%(所得税)
一部解約金	解約価額の個別元本超過額		
償還金	償還価額の個別元本超過額		
買取代金	買取差益	譲渡損益	法人課税

* 配当所得は平成20年4月1日以降15%(所得税)の源泉税率となります。

* 法人の益金不算入制度は当ファンドには適用されません。

※ 詳細については、販売会社にお問い合わせください。

2

収益調整金

収益分配金、償還金およびご換金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

なお、平成 12 年 3 月 30 日以前のご購入のお申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託会社が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

3

投資信託財産が支払う税金

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

※上記は平成 16 年 2 月 13 日現在のものであり、税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

管理および運営資産管理等の概要**資産の評価****【基準価額の計算方法】**

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1 万口当りをもって表示されることがあります。

投資有価証券等の評価は、海外の資産については原則として計算日の前日の時価で評価し、国内の資産については原則として計算日の時価で評価します。

投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03 - 5424 - 5130

(受付時間:委託会社の毎営業日の午前 9 時~午後 5 時)

ホームページ <http://www.morganstanley.co.jp/fund/>

i-mode ホームページ <http://www.morganstanley.co.jp/im/i/>

2 保 管

受益者は販売会社との間で保護預り契約を締結することができ、かかる契約を締結した場合、受益証券の券面は販売会社が保管します。保護預り契約を締結しない場合、受益証券の券面は受益者が自らの責任において保管することとなります。盗難や紛失等の事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をおすすめします。ただし、積立投資契約を結ばれた場合には、すべて「保護預り」とさせていただきます。

委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができ、記名式受益証券の譲渡は、かかる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。名義書換の手続きは、ファンドの計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。また、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。委託会社は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、委託会社の定める手続きにより受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券の喪失の場合に準じます。委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

3 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記⑤「その他」④「償還条件(信託の終了)」に記載した事由により信託は終了します。

4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

5 その他

A 運用報告書

委託会社は各計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、原則として販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

B 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益証券の募集もしくは販売の取扱いに関する契約書および証券投資信託受益証券の収益分配金および償還金の支払い等に関する契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。

C 償還条件(信託の終了)

- ① 委託者は、信託期間中において投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託者は、前記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託契約の解約をしません。委託者は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前段落の規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(約款第53条)

※約款の内容は一部のみ抜粋しておりますので
詳しくは添付の約款をご参照ください

- ② 委託者は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。(約款第 54 条第 1 項)
- ③ 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 **D** 「投資信託約款の変更」②に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。(約款第 55 条第 1 項、第 2 項)
- ④ 受託者が委託者の承諾を受けて辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。(約款第 57 条第 2 項)

D 投資信託約款の変更

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。(約款第 58 条第 1 項)
- 委託者は、上記の変更のうち、内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第 58 条第 2 項)
- ② 前記①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記の投資信託約款の変更をしません。
- 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第 58 条第 3 項ないし第 5 項)

※約款の内容は一部のみ抜粋しておりますので
詳しくは添付の約款をご参照ください

③ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記①および②の規定に従います。(約款第54条第2項)

E 投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。(約款第60条)

F 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。(約款第59条)

受益者の権利等

1 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は、販売会社の営業所において、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から、収益分配金交付票と引換えに支払います。収益分配金をお受取りになるときは、受益証券をお持ちの方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑をお申込みの販売会社にお持ちください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、積立投資契約に基づいて自動的に無手数料で再投資されます。

受託会社は、収益分配金の支払いの開始日の前日までに収益分配金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金の全額を交付した後は、受益者に対する支払いにつき責任を負いません。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属します。

2 償還金受領権

受益者は、ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を受領する権利を有します。償還金は、販売会社の営業所において、信託終了日(以下「償還日」といいます。)の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(以下「支払開始日」といいます。)から、受益者に支払います。償還金は、原則として受益証券との引換えによるお支払いとなります。償還金をお受取りになるときは、受益証券をお持ち

※約款の内容は一部のみ抜粋しておりますので
詳しくは添付の約款をご参照ください

の方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑をお申込みの販売会社にお持ちください。

償還金額は、信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額をそのときの受益権口数で除した額となります。

受託会社は、支払開始日の前日までに償還金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に償還金の全額を交付した後は、受益者に対する支払いにつき責任を負いません。

受益者が、償還金の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失い、当該償還金は委託会社に帰属します。

3 買戻し請求権

受益者は、受益証券の買取りまたは一部解約の実行の請求を販売会社(または販売会社を經由して委託会社)に請求する権利を有します。

お支払代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社本店、支店、各営業所等においてお支払いします。

受益証券をお持ちの方は受益証券と印鑑を、保護預りをご利用の方で預り証をお持ちの方は預り証と届出印鑑を、お取引明細書をお持ちの方は販売会社が発行した「カード」または届出印鑑を、お申込みの販売会社にお持ちください。

受託会社は、受益者に対する支払の開始日の前日までに、一部解約金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金の全額を交付した後は、受益者に対する支払いにつき責任を負いません。

4 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要」[5](#)「その他」[C](#)「償還条件(信託の終了)」[1](#)に記載する投資信託契約の解約または前記「資産管理等の概要」[5](#)「その他」[D](#)「投資信託約款の変更」[1](#)および[2](#)に記載する投資信託約款の変更を行う場合において、前記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。かかる請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続きにより行うものとします。

5 帳簿閲覧請求権

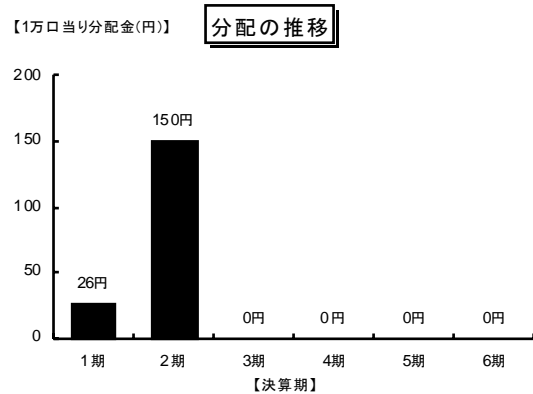
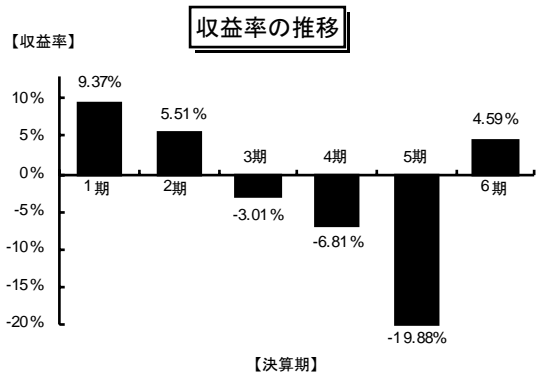
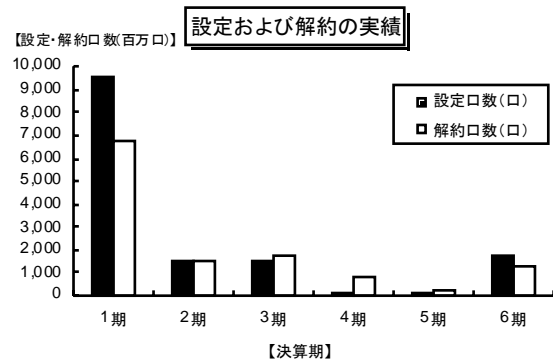
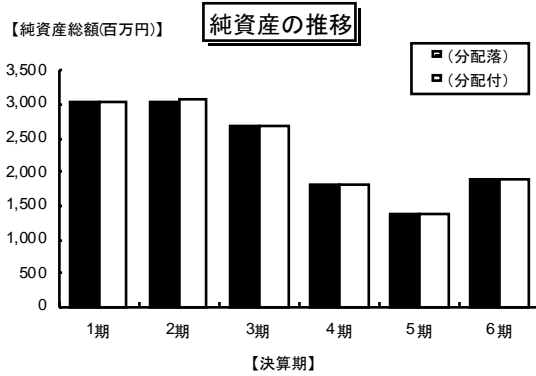
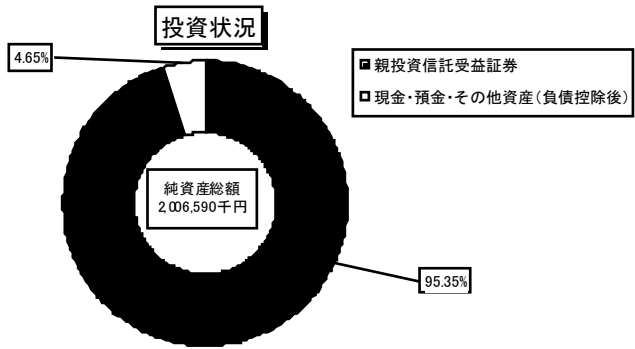
受益者は委託者に対し、その営業時間内に受益者にかかる投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

※約款の内容は一部のみ抜粋しておりますので
詳しくは添付の約款をご参照ください

ファンドの運用状況等

運用状況

平成 15 年 12 月 30 日現在



※上記は、有価証券届出書記載の運用状況を分かり易くするためにグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略または簡易化している場合があります。詳細な情報については「子投資信託の運用状況等」をご参照ください。

子投資信託の運用状況等

(1) 投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド親投資信託受益証券	日本	1,913,377	95.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		93,212	4.65
合計(純資産総額)		2,006,590	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、「経理状況 財務諸表 重要な会計方針 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4) 外貨建資産は、平成15年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

なお、平成15年12月30日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=107.13円、1スイスフラン=85.70円、1デンマーククローネ=17.97円、1ユーロ=133.74円です。

(2) 運用実績**① 純資産の推移**

平成15年12月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

(平成15年12月30日現在)

期	計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当り純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成10年11月19日)	3,020,105,083	3,027,302,015	1.0911	1.0937
2期	(平成11年11月19日)	3,044,921,536	3,081,062,330	1.1377	1.1512
3期	(平成12年11月20日)	2,692,977,865	2,692,977,865	1.1035	1.1035
4期	(平成13年11月19日)	1,822,601,392	1,822,601,392	1.0283	1.0283
5期	(平成14年11月19日)	1,389,504,810	1,389,504,810	0.8239	0.8239
6期	(平成15年11月19日)	1,899,711,768	1,899,711,768	0.8617	0.8617
	平成14年12月末日	1,339,125,976	—	0.7920	—
	平成15年1月末日	1,286,238,034	—	0.7645	—
	2月末日	1,243,357,713	—	0.7382	—
	3月末日	1,304,480,076	—	0.7725	—
	4月末日	1,379,511,052	—	0.8215	—
	5月末日	1,430,153,584	—	0.8517	—
	6月末日	1,280,388,904	—	0.8801	—
	7月末日	2,626,056,212	—	0.8926	—
	8月末日	2,583,440,986	—	0.8796	—
	9月末日	2,467,488,325	—	0.8475	—
	10月末日	2,209,637,360	—	0.8649	—
	11月末日	1,954,427,449	—	0.8862	—
	12月30日	2,006,590,081	—	0.9123	—

(注)分配落後純資産総額および分配落1口当り純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

② 分配の推移

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当りの分配金(円)
1期	0.0026
2期	0.0150
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0

③ 収益率の推移

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率 (%)
1期	9.37
2期	5.51
3期	△3.01
4期	△6.81
5期	△19.88
6期	4.59

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

※「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

(3) 設定および解約の実績

下記決算期間中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	9,515,311,239	6,747,260,349
2期	1,451,213,976	1,542,790,148
3期	1,516,871,981	1,752,913,399
4期	112,934,301	780,854,279
5期	145,723,366	231,648,946
6期	1,781,267,920	1,263,210,774

(注1) 本邦外における販売および解約はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況
 ファンドは「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象として
 おり、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (千円)	投資比率 (%)
株 式	アメリカ	4,535,873	59.24
	イギリス	900,233	11.76
	フランス	343,958	4.49
	スイス	255,096	3.33
	ドイツ	247,702	3.23
	カナダ	215,218	2.81
	オランダ	182,684	2.39
	オーストラリア	171,749	2.24
	イタリア	134,216	1.75
	スペイン	127,478	1.66
	スウェーデン	76,927	1.00
	フィンランド	56,920	0.74
	香港	53,635	0.70
	ベルギー	37,361	0.49
	シンガポール	29,796	0.39
	デンマーク	24,935	0.33
	アイルランド	24,533	0.32
	ノルウェー	16,476	0.22
	ギリシャ	14,495	0.19
	ポルトガル	12,047	0.16
オーストリア	7,552	0.10	
ニュージーランド	6,264	0.08	
	小 計	7,475,162	97.62
新株予約権証券	フランス	4	0.00
	小 計	4	0.00
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		182,092	2.38
合 計 (純資産総額)		7,657,259	100.00

(注 1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注 3) 株式の評価方法は「経理状況 財務諸表 (参考情報) 重要な会計方針 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注 4) 外貨建資産は、平成 15 年 12 月 30 日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

なお、平成 15 年 12 月 30 日現在における邦貨換算レートは、1 米ドル=107.13 円、1 カナダドル=81.86 円、1 豪ドル=79.65 円、1 英ポンド=190.07 円、1 スイスフラン=85.70 円、1 香港ドル=13.79 円、1 シンガポールドル=62.94 円、1 スウェーデンクローナ=14.73 円、1 デンマーククローネ=17.97 円、1 ノルウェークローネ=15.90 円、1 ニュージーランドドル=69.75 円、1 ユーロ=133.74 円です。

(注 5) 株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

経理状況

(1) ファンドの財務諸表は、第5期計算期間（平成13年11月20日から平成14年11月19日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定、および「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）附則第10条により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第6期計算期間（平成14年11月20日から平成15年11月19日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期計算期間（平成13年11月20日から平成14年11月19日まで）および第6期計算期間（平成14年11月20日から平成15年11月19日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

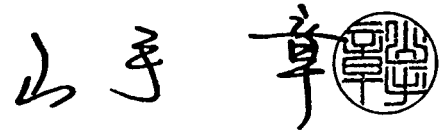
監 査 報 告 書

平成 14 年 12 月 27 日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ 殿



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSC I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ（以下「ファンド」という。）の平成 13 年 11 月 20 日から平成 14 年 11 月 19 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がMSC I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成 14 年 11 月 19 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

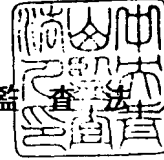
以 上

独立監査人の監査報告書


平成15年12月24日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

山手章 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成14年11月20日から平成15年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成15年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第5期 (平成14年11月19日現在)	第6期 (平成15年11月19日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預 金	786,419	1,324,005
金 銭 信 託	838,372	2,069,183
コール・ローン	69,005,771	107,876,936
親投資信託受益証券	1,326,694,863	1,799,548,836
未収入金	14,016	12,945
未収利息	1	2
流動資産合計	1,397,339,442	1,910,831,907
資産合計	1,397,339,442	1,910,831,907
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
未払解約金	601,039	141,173
未払受託者報酬	763,359	1,158,591
未払委託者報酬	6,106,786	9,268,725
その他未払費用	363,448	551,650
流動負債合計	7,834,632	11,120,139
負債合計	7,834,632	11,120,139
純資産の部		
Ⅰ 元 本		
元 本	1,686,587,742	2,204,644,888
Ⅱ 欠 損 金		
剰余金		
期末欠損金	297,082,932	304,933,120
(うち分配準備積立金)	(3,564,422)	(2,709,227)
(うち当期損失)	(364,986,543)	—
欠損金合計	297,082,932	—
剰余金合計	—	△304,933,120
純資産合計	1,389,504,810	1,899,711,768
負債・純資産合計	1,397,339,442	1,910,831,907

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第5期	第6期
	(自 平成13年11月20日 至 平成14年11月19日)	(自 平成14年11月20日 至 平成15年11月19日)
	金 額	金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
Ⅰ 営業収益		
受取配当金	6,994,323	504,976
受取利息	280,452	517
有価証券売買等損益	△402,253,316	60,516,744
派生商品取引等損益	△13,928,875	—
為替差損益	65,113,973	31,539
その他収益	777,341	—
営業収益合計	△343,016,102	61,053,776
Ⅱ 営業費用		
受託者報酬	1,759,540	1,855,232
委託者報酬	14,076,199	14,841,785
その他費用	6,134,702	883,322
営業費用合計	21,970,441	17,580,339
営業利益 または営業損失(△)	△364,986,543	43,473,437
経常利益 または経常損失(△)	△364,986,543	43,473,437
当期損失	364,986,543	—
当期純利益	—	43,473,437
Ⅲ 当期一部解約に伴う 当期純利益分配額	—	26,397,969
Ⅳ 当期一部解約に伴う 当期損失分配額	31,803,081	—
Ⅴ 期首剰余金 または欠損金(△)	50,088,070	△297,082,932
Ⅵ 欠損金減少額	—	193,130,105
(当期一部解約に伴う 欠損金減少額)	(—)	(193,130,105)
Ⅶ 剰余金減少額	13,987,540	218,055,761
または欠損金増加額		
(当期追加信託に伴う 剰余金減少額)	(7,470,785)	—
(当期一部解約に伴う 剰余金減少額)	(6,516,755)	—
(当期追加信託に伴う 欠損金増加額)	(—)	(218,055,761)
Ⅷ 分配金	—	—
Ⅸ 期末欠損金	297,082,932	304,933,120

重要な会計方針

期 別	第5期 〔自 平成13年11月20日〕 〔至 平成14年11月19日〕	第6期 〔自 平成14年11月20日〕 〔至 平成15年11月19日〕
項 目		
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券(株式)については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。	—
	① 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券などの場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合は、当該証券取引所における直近の最終相場、もしくは当該証券取引所における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。	—
	② 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	—
	③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	—
	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左

期 別 項 目	第5期 〔自 平成13年11月20日〕 〔至 平成14年11月19日〕	第6期 〔自 平成14年11月20日〕 〔至 平成15年11月19日〕
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>(1) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
	<p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>	<p>—</p>
3. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p>	<p>—</p>

期 別 項 目	第5期 〔自 平成13年11月20日〕 〔至 平成14年11月19日〕	第6期 〔自 平成14年11月20日〕 〔至 平成15年11月19日〕
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

追加情報

<p>第5期 〔自平成13年11月20日〕 〔至平成14年11月19日〕</p>	<p>第6期 〔自平成14年11月20日〕 〔至平成15年11月19日〕</p>
<p>ファンドの運用対象資産については、平成14年3月11日付で当該事項に係る投資信託約款の変更を行っております。</p> <p>ファンドと実質的に同一の運用方針を有する親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を新設し、当該親投資信託の受益証券を主要投資対象としました。平成14年3月11日付で、ファンドは保有していた株式1,868,790,171円を「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に現物移管し、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券1,868,790,171口(1,868,790,171円)を取得しております。なお、当該現物移管の対象となった株式の価額は、前日の時価(証券取引所における最終相場等)により評価したものであります。</p>	<p>—</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	第5期 (平成14年11月19日現在)	第6期 (平成15年11月19日現在)
1. 期首元本額	1,772,513,322 円	1,686,587,742 円
期中追加設定元本額	145,723,366 円	1,781,267,920 円
期中一部解約元本額	231,648,946 円	1,263,210,774 円
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は304,933,120円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

第5期 〔自 平成13年11月20日 至 平成14年11月19日〕	第6期 〔自 平成14年11月20日 至 平成15年11月19日〕																																				
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額9,612,290円より、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>1万口当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>6,047,868</td> <td>35.86</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>3,564,422</td> <td>21.13</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>9,612,290</td> <td>56.99</td> </tr> </tbody> </table>		金額	1万口当り	A. 配当等収益	0	0.00	B. 有価証券 売買等損益	0	0.00	C. 収益調整金	6,047,868	35.86	D. 分配準備 積立金	3,564,422	21.13	分配可能額	9,612,290	56.99	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額13,503,202円より、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>1万口当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>646,267</td> <td>2.93</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>10,793,975</td> <td>48.96</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>2,062,960</td> <td>9.36</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>13,503,202</td> <td>61.25</td> </tr> </tbody> </table>		金額	1万口当り	A. 配当等収益	646,267	2.93	B. 有価証券 売買等損益	0	0.00	C. 収益調整金	10,793,975	48.96	D. 分配準備 積立金	2,062,960	9.36	分配可能額	13,503,202	61.25
	金額	1万口当り																																			
A. 配当等収益	0	0.00																																			
B. 有価証券 売買等損益	0	0.00																																			
C. 収益調整金	6,047,868	35.86																																			
D. 分配準備 積立金	3,564,422	21.13																																			
分配可能額	9,612,290	56.99																																			
	金額	1万口当り																																			
A. 配当等収益	646,267	2.93																																			
B. 有価証券 売買等損益	0	0.00																																			
C. 収益調整金	10,793,975	48.96																																			
D. 分配準備 積立金	2,062,960	9.36																																			
分配可能額	13,503,202	61.25																																			
<p>2. その他費用</p> <p>監査報酬およびカストディ・フィー等の費用を計上しております。</p>	<p>2. その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p>																																				

(有価証券関係)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第5期 〔自 平成13年11月20日〕 〔至 平成14年11月19日〕		第6期 〔自 平成14年11月20日〕 〔至 平成15年11月19日〕	
	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	1,326,694,863	△413,635,660	1,799,548,836	27,640,422
合 計	1,326,694,863	△413,635,660	1,799,548,836	27,640,422

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第5期 〔自 平成13年11月20日〕 〔至 平成14年11月19日〕	第6期 〔自 平成14年11月20日〕 〔至 平成15年11月19日〕
1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 ・株価指数先物取引 であります。	1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 であります。
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 為替変動リスクを回避するため、および有価証券等の価格変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を行っております。	2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引には株式価格の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは、流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。	4. 取引に係るリスクの管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当り情報)

(単位：円)

	第5期	第6期
	(平成14年11月19日現在)	(平成15年11月19日現在)
1口当り純資産額	0.8239	0.8617

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	MSCIコクサイ・ インデックス・マザーファンド	2,247,188,857	1,799,548,836	—
合計		2,247,188,857	1,799,548,836	—

第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	前 期 (平成 14 年 11 月 19 日現在)	当 期 (平成 15 年 11 月 19 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
預 金		56,729,331	14,626,531
コール・ローン		39,271,500	64,330,987
株 式		1,919,262,797	6,619,799,600
予約為替評価勘定		—	81,073
未収入金		—	32,671
未収配当金		2,726,015	10,576,105
未収利息		1	1
流動資産合計		2,017,989,644	6,709,446,968
資産合計		2,017,989,644	6,709,446,968
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
予約為替評価勘定		—	194,841
未払金		45,033,185	48,766,327
未払解約金		510,000	10,700,000
流動負債合計		45,543,185	59,661,168
負債合計		45,543,185	59,661,168
純資産の部			
Ⅰ 元 本			
元 本		2,597,701,443	8,304,041,273
Ⅱ 欠損金			
余剰金			
期末欠損金		625,254,984	1,654,255,473
欠損金合計		625,254,984	—
剰余金合計		—	△1,654,255,473
純資産合計		1,972,446,459	6,649,785,800
負債・純資産合計		2,017,989,644	6,709,446,968

重要な会計方針

<p>対象年月日</p> <p>項目</p>	<p>前 期</p> <p>〔自平成14年3月11日〕 〔至平成14年11月19日〕</p>	<p>当 期</p> <p>〔自平成14年11月20日〕 〔至平成15年11月19日〕</p>
<p>1. 有価証券の評価基準 および評価方法</p>	<p>組入有価証券（株式）については移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>① 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合は、当該証券取引所における直近の最終相場もしくは当該証券取引所における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>② 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>① 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>② 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>③ 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

対象年月日 項目	前 期 〔自平成14年3月11日〕 〔至平成14年11月19日〕	当 期 〔自平成14年11月20日〕 〔至平成15年11月19日〕
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	前 期 (平成14年11月19日現在)	当 期 (平成15年11月19日現在)
1. 期首元本額	—	2,597,701,443 円
設定元本額	1,868,790,171 円	—
期中追加設定元本額	892,296,981 円	7,132,608,253 円
期中一部解約元本額	163,385,709 円	1,426,268,423 円
期末における元本の内訳		
MSCI インデックス・セレクト・ファンド		
コサイ・ポートフォリオ	1,747,260,455 円	2,247,188,857 円
モルガン・スタンレー		
MSCI コサイ・インデックス・ファンド	225,390,077 円	1,197,205,815 円
モルガン・スタンレー		
MSCI コサイ・インデックス・ファンド I		
(適格機関投資家専用)	625,050,911 円	4,859,646,601 円
期末元本合計	2,597,701,443 円	8,304,041,273 円
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,654,255,473円であります。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	前 期 (自 平成14年3月11日 至 平成14年11月19日)		当 期 (自 平成14年11月20日 至 平成15年11月19日)	
	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	1,919,262,797	△397,279,126	6,619,799,600	533,666,701
合 計	1,919,262,797	△397,279,126	6,619,799,600	533,666,701

(注) 前期の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の設定日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

前 期 〔自 平成 14 年 3 月 11 日〕 〔至 平成 14 年 11 月 19 日〕	当 期 〔自 平成 14 年 11 月 20 日〕 〔至 平成 15 年 11 月 19 日〕
1. 取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・ 為替予約取引 であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。	4. 取引に係るリスクの管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

前期(平成14年11月19日)においては、該当事項はありません。

(単位:円)

区分	種類	当期(平成15年11月19日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の	予約為替取引 買建				
	米ドル	35,554,166	—	35,361,239	△192,927
	英ポンド	7,054,098	—	7,052,184	△1,914
	スイスフラン	2,065,537	—	2,100,686	35,149
	ユーロ	4,201,678	—	4,247,602	45,924
	合計	48,875,479	—	48,761,711	△113,768

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当り情報)

(単位:円)

	前期 (平成14年11月19日現在)	当期 (平成15年11月19日現在)
1口当り純資産額	0.7593	0.8008

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第3 為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に掲載すべき内容は、デリバティブ取引等関係注記Ⅱ取引の時価等に関する事項にて開示しておりますので、記載を省略しております。

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.1 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	ADC TELECOMMUNICATIONS INC	3,500	2.40	8,400.00	
		AFLAC	2,100	35.60	74,760.00	
		AT & T CORP	3,319	19.14	63,525.66	
		AT&T WIRELESS SERVICE	9,703	6.61	64,136.83	
		ABBOTT LABORATORIES	6,200	44.08	273,296.00	
		ADOBE SYSTEMS	1,000	40.05	40,050.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES	1,400	17.33	24,262.00	
		AETNA INC NEW	600	59.51	35,706.00	
		AGERE SYSTEMS INC-CL B W/1	3,888	3.05	11,858.40	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,800	27.77	49,986.00	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	900	45.15	40,635.00	
		ALBERTSON'S	1,415	19.76	27,960.40	
		ALCOA INC	3,511	32.25	113,229.75	
		ALLSTATE CORP	2,800	39.83	111,524.00	
		ALTERA CORPORATION	1,600	23.13	37,008.00	
		ALTRIA GROUP INC	8,500	49.87	423,895.00	
		AMAZON COM INC	1,100	48.53	53,383.00	
		AMBAC FINANCIAL GROUP INC	400	68.40	27,360.00	
		AMEREN CORPORATION	700	42.80	29,960.00	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	1,600	26.73	42,768.00	
		AMERICAN EXPRESS	4,900	44.48	217,952.00	
		AMERICAN INTL GROUP	9,299	57.81	537,575.19	
		AMERICAN PWR CONVERSION	700	20.68	14,476.00	
		AMERICAN STANDARD COS INC	300	95.28	28,584.00	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	500	63.81	31,905.00	
		AMGEN INC	5,432	58.85	319,673.20	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	1,000	44.50	44,500.00	
		ANALOG DEVICES	1,500	44.89	67,335.00	
		ANHEUSER-BUSCH	3,500	52.73	184,555.00	
		ANTHEM INC	600	67.78	40,668.00	
		AON CORP	1,099	21.30	23,408.70	
		APACHE CORP	715	71.34	51,008.10	
		APARTMENT INVT & MGMT CO	400	34.36	13,744.00	
		APOLLO GROUP INC-CL A	500	64.98	32,490.00	
		APPLE COMPUTER	1,500	20.38	30,570.00	
		APPLERA CORP-APPLIED BIOSYSTEMS GROUP	900	21.83	19,647.00	
		APPLIED MATERIALS	7,000	23.03	161,210.00	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND	2,316	14.22	32,933.52	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	2,500	37.67	94,175.00	
		AUTOZONE INC	300	91.10	27,330.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	300	46.98	14,094.00	
		AVERY DENNISON CORP	400	52.40	20,960.00	
		AVON PRODUCTS	999	66.94	66,873.06	
		BJ SERVICES CO	700	32.40	22,680.00	
		BMC SOFTWARE	1,000	15.73	15,730.00	
		BAKER HUGHES	1,400	28.79	40,306.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.2 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	BANK OF AMERICA CORP	6,297	73.95	465,663.15	
		BANK OF NEW YORK CO INC	3,100	29.46	91,326.00	
		BANK ONE CORP	4,800	42.31	203,088.00	
		BANKNORTH GROUP INC	700	31.47	22,029.00	
		BARD (C.R.) INC	200	76.01	15,202.00	
		BAXTER INTERNATIONAL	2,499	27.13	67,797.87	
		BEA SYSTEMS INC	1,500	11.91	17,865.00	
		BECTON DICKINSON & CO	1,100	37.78	41,558.00	
		BED BATH & BEYOND INC	1,200	40.15	48,180.00	
		BELLSOUTH CORP	7,800	25.56	199,368.00	
		BEST BUY COMPANY INC	1,100	57.80	63,580.00	
		BIOMET INC	1,000	34.10	34,100.00	
		BIOGEN IDEC INC	1,390	34.39	47,802.10	
		BLACK & DECKER CORP	300	45.35	13,605.00	
		BLOCK (H&R)	700	48.06	33,642.00	
		BOEING CO	3,000	38.83	116,490.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	400	46.57	18,628.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	2,600	33.87	88,062.00	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	8,100	26.61	215,541.00	
		BROADCOM CORP-CL A	900	34.00	30,600.00	
		BURLINGTON NTHN SANTA FE	1,599	29.25	46,770.75	
		BURLINGTON RESOURCES INC	800	49.66	39,728.00	
		CIGNA CORP	600	53.82	32,292.00	
		CIT GROUP INC	900	32.32	29,088.00	
		CSX CORP	900	33.07	29,763.00	
		CVS CORP	1,600	35.75	57,200.00	
		CADENCE DESIGN SYS INC	1,100	15.50	17,050.00	
		CAMPBELL SOUP CO (US)	900	25.51	22,959.00	
		CARDINAL HEALTH INC	1,900	60.73	115,387.00	
		CAREMARK RX INC	1,100	26.55	29,205.00	
		CARMAX INC	462	31.57	14,585.34	
		CARNIVAL CORP	1,600	34.21	54,736.00	
		CATERPILLAR	1,400	71.29	99,806.00	
		CENDANT CORPORATION	4,032	21.39	86,244.48	
		CENTERPOINT ENERGY INC	1,200	9.50	11,400.00	
		CENTEX CORP	300	101.39	30,417.00	
		CERDIAN CORP-NEW	600	20.80	12,480.00	
		CERTEGY INC	250	32.95	8,237.50	
		CHARTER ONE FIN INC	900	32.20	28,980.00	
		CHEVRONTXACO CORP	4,500	73.54	330,930.00	
		CHRON CORP	500	51.91	25,955.00	
		CHOICEPOINT INC	400	36.50	14,600.00	
		CHUBB CORP	800	63.36	50,688.00	
		CIENA CORP	1,800	6.48	11,664.00	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	600	40.08	24,048.00	
		CINERGY CORP	700	35.27	24,689.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.3 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	CISCO SYSTEMS	29,499	21.73	641,013.27	
		CINTAS CORP	500	45.15	225,750.00	
		CITIGROUP INC	21,699	45.56	988,606.44	
		CITRIX SYSTEMS INC	700	24.02	168,140.00	
		CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	2,188	39.99	874,980.12	
		CLOROX CO	700	47.00	329,000.00	
		COACH INC	800	36.50	292,000.00	
		COCA-COLA CO	9,300	46.50	432,450.00	
		COMCAST CORP-CL A	5,447	30.73	167,386.31	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	3,700	29.47	109,039.00	
		COMERICA	700	51.08	357,560.00	
		COMPASS BANCSHARES INC	500	38.34	19,170.00	
		COMPUTER ASSOC INTL	1,900	22.15	42,085.00	
		COMPUTER SCIENCES CORP	700	42.35	296,450.00	
		COMPUWARE CORP	1,600	5.25	8,400.00	
		COMVERSE TECHNOLOGY INC	800	17.35	13,880.00	
		CONAGRA FOODS INC	2,199	24.25	53,325.75	
		CONCORD EFS INC	2,000	10.28	20,560.00	
		CONSOLIDATED EDISON INC	900	39.01	35,109.00	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	700	35.56	24,892.00	
		CONVEGYS CORP	600	15.04	9,024.00	
		COOPER CAMERON CORP	200	43.67	8,734.00	
		CORNING	5,400	10.54	56,916.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	1,900	33.60	63,840.00	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	500	100.02	50,010.00	
		COX COMMUNICATIONS INC-CL A	900	33.80	30,420.00	
		CRESCENT REAL ESTATE	400	16.21	6,484.00	
		DST SYSTEMS INC	300	36.79	11,037.00	
		DTE ENERGY	700	36.38	25,466.00	
		DANAHER CORP	500	80.65	40,325.00	
		DARDEN RESTAURANTS	700	19.91	13,937.00	
		DEAN FOODS CO	600	32.01	19,206.00	
		DEERE & CO	1,000	60.49	60,490.00	
		DELL INC	9,700	34.30	332,710.00	
		DELPHI CORP	2,068	8.38	17,329.84	
		DEVON ENERGY CORPORATION	900	48.59	43,731.00	
		DISNEY (WALT) CO	8,600	22.52	193,672.00	
		DOLLAR GENERAL	1,200	20.83	24,996.00	
		DOMINION RESOURCES INC	1,300	59.36	77,168.00	
		DONNELLEY (RR) & SONS	500	28.03	14,015.00	
		DOVER CORP	800	37.23	29,784.00	
		DOW CHEMICAL CO	3,822	36.70	140,267.40	
		DOW JONES & CO	200	50.76	10,152.00	
		DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	4,200	39.43	165,606.00	
		DUKE ENERGY CORP	3,777	17.19	64,926.63	
		EMC CORP	9,600	13.02	124,992.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.4 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	ENSCO INTERNATIONAL INC	600	2627	15762.00	
		EOG RESOURCES INC	400	4251	17004.00	
		EASTMAN KODAK CO	1200	2434	29208.00	
		EATON CORP	300	100.65	30,195.00	
		EBAY INC	1,900	51.18	97,242.00	
		ECHOSTAR COMMUNICATIONS - A	1,000	3366	33,660.00	
		ECOLAB INC	800	2541	20,328.00	
		EDISON INTERNATIONAL	1,200	1991	23,892.00	
		EL PASO CORPORATION	2,546	6.13	15,606.98	
		ELECTRONIC ARTS	1,200	4592	55,104.00	
		ELECTRONIC DATA SYSTEMS	2,000	2138	42,760.00	
		EMERSON ELECTRIC CO	1,800	59.03	106,254.00	
		ENTERGY CORP	900	51.06	45,954.00	
		EQUIFAX INC	600	2360	14,160.00	
		EQUITY OFFICE PROPERTIES TR	1,700	28.03	47,651.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,100	29.12	32,032.00	
		EXELON CORP	1,400	61.47	86,058.00	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	500	37.37	18,685.00	
		EXPRESS SCRIPTS INC	300	62.80	18,840.00	
		EXXON MOBIL CORPOTATION	28,099	35.15	987,679.85	
		FPL GROUP	700	62.91	44,037.00	
		FAMILY DOLLAR STORES	600	38.68	23,208.00	
		FREDDIE MAC	2,900	53.28	154,512.00	
		FANNIE MAE (FEDERAL NATL MTG ASSN)	4,100	68.50	280,850.00	
		FEDERATED DEPARTMENT STORES	800	48.02	38,416.00	
		FEDEX CORP	1,200	75.04	90,048.00	
		FIDELITY NATIONAL FINL INC	500	33.03	16,515.00	
		FIFTH THRD BANCORP	2,000	57.06	114,120.00	
		FIRST DATA CORP	3,100	36.10	111,910.00	
		FIRST TENNESSEE NATL CORP	500	43.13	21,565.00	
		FISERV INC	800	35.68	28,544.00	
		FIRSTENERGY CORP	1,366	33.99	46,430.34	
		FLEET BOSTON CORPORATION	4,400	39.55	174,020.00	
		FLUOR CORP (NEW)	300	35.01	10,503.00	
		FORD MOTOR COMPANY	7,397	12.61	93,276.17	
		FORTUNE BRANDS INC	600	66.00	39,600.00	
		FRANKLIN RESOURCES INC	600	45.33	27,198.00	
		GANNETT CO	1,100	84.82	93,302.00	
		GAP	2,575	20.83	53,637.25	
		GENENTECH INC	1,000	83.24	83,240.00	
		GENERAL DYNAMICS CORP	700	80.66	56,462.00	
		GENERAL ELECTRIC CO	42,000	28.44	1,194,480.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	200	80.20	16,040.00	
		GENERAL MILLS	1,200	44.51	53,412.00	
		GENERAL MOTORS CORP	2,000	41.62	83,240.00	
		GENERAL MOTORS H	3,300	15.83	52,239.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.5 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	GENUINE PARTS CO	800	30.79	24,632.00	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	900	42.75	38,475.00	
		GEORGIA-PACIFIC CORP	900	25.11	22,599.00	
		GILEAD SCIENCES INC	800	54.00	43,200.00	
		GILLETTE CO	4,100	33.05	135,505.00	
		GOLDEN WEST FINANCIAL	500	99.54	49,770.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,200	93.73	112,476.00	
		GRAINGER (WW)	300	45.02	13,506.00	
		GREENPOINT FINANCIAL CORP	450	32.36	14,562.00	
		GUIDANT CORP	1,300	52.58	68,354.00	
		HCA INC	2,000	40.33	80,660.00	
		HALLIBURTON CO	1,800	23.67	42,606.00	
		JOHN HANCOCK FINANCIAL SRVCS	1,200	34.70	41,640.00	
		HARLEY-DAVIDSON	1,300	45.83	59,579.00	
		HARRAH'S ENTERTAINMENT	500	45.38	22,690.00	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	1,200	53.10	63,720.00	
		HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	1,000	24.20	24,200.00	
		HEALTH NET INC	500	31.50	15,750.00	
		HEINZ (H.J.) CO	1,500	35.94	53,910.00	
		HERSHEY FOODS CORP	400	77.25	30,900.00	
		HEWLETT-PACKARD CO	1,200	21.65	26,130.00	
		HILTON HOTELS CORP	1,500	16.20	24,300.00	
		HOME DEPOT	9,700	34.95	339,015.00	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,400	28.88	98,192.00	
		HOST MARRIOTT CORP	1,200	10.81	12,972.00	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	900	21.30	19,170.00	
		IMS HEALTH INC	1,000	22.89	22,890.00	
		ITT INDUSTRIES	300	65.67	19,701.00	
		ILLINOIS TOOL WORKS	1,200	74.85	89,820.00	
		INTEL CORP	2,750	31.82	87,505.00	
		INTERACTIVECORP	2,000	30.79	61,580.00	
		IBM CORP	7,300	88.94	649,262.00	
		INT'L FLAVORS FRAGRANCES	300	31.55	9,465.00	
		INT'L GAME TECHNOLOGY	1,400	32.52	45,528.00	
		INT'L PAPER CO	1,900	36.86	70,034.00	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	1,600	14.69	23,504.00	
		INTUIT INC	800	46.15	36,920.00	
		JDS UNPHASE CORP	5,100	3.13	15,963.00	
		J.P. MORGAN CHASE & CO	8,499	34.89	296,530.11	
		JABIL CIRCUIT INC	700	27.78	19,446.00	
		JEFFERSON PILOT CORP	600	47.30	28,380.00	
		JOHNSON & JOHNSON	12,500	51.94	649,250.00	
		JOHNSON CONTROLS	400	104.64	41,856.00	
		JOHNE APPAREL GROUP INC	500	33.23	16,615.00	
		JUNIPER NETWORKS INC	1,300	17.30	22,490.00	
		KLA-TENCOR CORPORATION	800	55.32	44,256.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.6 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	KELLOGG CO	1,000	35.13	35,130.00	
		KERR-MCGEE CORP	400	41.16	16,464.00	
		KEYCORP	1,700	27.60	46,920.00	
		KEYSPAN CORPORATION	700	34.11	23,877.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	2,100	53.51	112,371.00	
		KINDER MORGAN INC	400	52.90	21,160.00	
		KNIGHT RIDDER INC	300	73.28	21,984.00	
		KOHL'S CORP	1,300	49.17	63,921.00	
		KRAFT FOODS INC-A	1,300	31.00	40,300.00	
		KROGER CO	3,000	17.89	53,670.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	600	36.01	21,606.00	
		LEGG MASON INC	300	78.45	23,535.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	900	72.62	65,358.00	
		LENNAR CORP-CL A	200	92.05	18,410.00	
		LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	1,700	5.01	8,517.00	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	500	74.45	37,225.00	
		LIBERTY MEDIA CORP-A	10,156	10.15	103,083.40	
		LILLY (ELI) & CO	4,199	70.94	297,877.06	
		LIMITED BRANDS INC	1,900	17.45	33,155.00	
		LINCARE HOLDINGS INC	400	37.90	15,160.00	
		LINCOLN NATIONAL CORP	700	37.35	26,145.00	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	1,300	40.97	53,261.00	
		LIZ CLABORNE	500	34.79	17,395.00	
		LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	1,600	45.50	72,800.00	
		LOWE'S COMPANIES	3,100	57.17	177,227.00	
		LUCENT TECHNOLOGIES	17,160	3.03	51,994.80	
		M & T BANK CORP	300	92.35	27,705.00	
		MBIA	550	56.92	31,306.00	
		MBNA CORP	5,050	23.75	119,937.50	
		MGIC INVESTMENT CORP	400	50.94	20,376.00	
		MANPOWER	300	46.08	13,824.00	
		MARATHON OIL CORP	1,300	28.95	37,635.00	
		MARSH & MCLENNAN COS	2,099	44.13	92,628.87	
		MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A	800	44.92	35,936.00	
		MASCO CORP	2,000	26.58	53,160.00	
		MATTEL	1,800	18.85	33,930.00	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	1,400	49.84	69,776.00	
		MAY DEPARTMENT STORES CO	1,100	28.51	31,361.00	
		MAYTAG CORP	300	25.45	7,635.00	
		MCDONALD'S CORP	5,300	24.70	130,910.00	
		MCGRAW-HILL COS	800	66.92	53,536.00	
		MCKESSON CORP	1,200	29.05	34,860.00	
		MEADWESTVACO CORP	800	25.29	20,232.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	1,113	34.94	38,888.22	
		MEDIMMUNE INC	1,100	24.38	26,818.00	
		MEDTRONIC INC	5,100	44.58	227,358.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P.7 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	MELLON FINANCIAL CORP	1,800	27.87	50,166.00	
		MERCK & CO	9,400	46.15	433,810.00	
		MERCURY INTERACTIVE CORP	400	45.34	18,136.00	
		MERRILL LYNCH & CO	3,700	55.52	205,424.00	
		METLIFE INC	3,199	30.65	98,049.35	
		MICROSOFT CORP	38,399	25.15	965,734.85	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	800	31.86	25,488.00	
		MICRON TECHNOLOGY	2,300	12.52	28,796.00	
		MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	1,100	14.90	16,390.00	
		MONSANTO CO	1,121	26.31	29,493.51	
		MOODY S CORPORATION	500	56.23	28,115.00	
		MORGAN STANLEY	4,099	53.82	220,608.18	
		MOTOROLA	9,700	12.77	123,869.00	
		DATA CRAFT ASIA LIMITED	1,000	1.15	1,150.00	
		NATIONAL CITY CORP	2,600	32.49	84,474.00	
		NATL COMMERCE FINANCIAL CORP	800	27.44	21,952.00	
		NETWORK APPLIANCE INC	1,300	23.44	30,472.00	
		NEW YORK TIMES CO -CL A	600	46.80	28,080.00	
		NEWELL RUBBERMAD	1,178	22.25	26,210.50	
		NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	1,802	45.30	81,630.60	
		NEXTEL COMMUNICATIONS INC-A	4,000	22.74	90,960.00	
		NIKE B	700	61.83	43,281.00	
		NISOURCE INC	1,100	20.24	22,264.00	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	1,600	20.75	33,200.00	
		NORTH FORK BANCORPORATION	700	39.38	27,566.00	
		NORTHERN TRUST CORP	700	44.37	31,059.00	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	700	90.59	63,413.00	
		NOVELLUS SYSTEMS INC	600	41.11	24,666.00	
		NUCOR CORP	300	54.19	16,257.00	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	1,600	36.20	57,920.00	
		OFFICE DEPOT INC	1,300	14.85	19,305.00	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	500	36.40	18,200.00	
		OMNICOM GROUP	800	77.75	62,200.00	
		ORACLE CORP	16,500	11.79	194,535.00	
		PG&E CORP	1,700	23.50	39,950.00	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,200	53.31	63,972.00	
		PPG INDUSTRIES	700	56.83	39,781.00	
		PPL CORPORATION	700	39.87	27,909.00	
		PACCAR INC	500	75.50	37,750.00	
		PACTIV CORPORATION	700	21.84	15,288.00	
		PARK PLACE ENTERTAINMENT	1,200	9.98	11,976.00	
		PARKER HANNIFIN CORP	500	52.20	26,100.00	
		PAYCHEX INC	1,400	37.56	52,584.00	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	1,100	23.28	25,608.00	
		PEOPLESOFT	1,400	20.35	28,490.00	
		PEPCO HOLDINGS INC	700	17.85	12,495.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.8 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	PEPSICO INC USD COM	7,199	4720	339,792.80	
		PFIZER	33,180	3418	1,134,092.40	
		PHELPS DODGE CORP	400	6139	245,560.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	500	2713	1,356,500.00	
		PITNEY BOWES INC	1,000	4031	403,100.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO-REIT	800	2575	2,060,000.00	
		PRAAIR	700	6798	4,758,600.00	
		T ROWE PRICE GROUP INC	500	4148	2,074,000.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	5,200	9566	497,432.00	
		PROGRESS ENERGY INC	1,000	4160	4,160,000.00	
		PROGRESSIVE CORP	899	7763	69,789.37	
		PROVIDIAN FINANCIAL CORP	1,200	1041	1,249,200.00	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,300	3700	8,510,000.00	
		PUBLIC SV ENTERPRISE CO	1,000	3945	3,945,000.00	
		QLOGIC CORP	400	5420	2,168,000.00	
		QUALCOMM	3,300	4544	14,995,200.00	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	300	7054	2,116,200.00	
		QWEST COMMUNICATIONS INTL	6,000	340	2,040,000.00	
		RADIAN GROUP INC	400	4807	1,922,800.00	
		RADIOSHACK CORPORATION	700	3065	2,145,500.00	
		RAYTHEON COMPANY	1,700	2702	4,593,400.00	
		REPUBLIC SERVICES INC	700	2445	1,711,500.00	
		ROBERT HALF INTL INC	700	2209	1,546,300.00	
		ROCKWELL AUTOMATION INC	700	3092	2,164,400.00	
		ROCKWELL COLLINS	700	2655	1,858,500.00	
		ROHM & HAAS CO	600	3896	2,337,600.00	
		ROUSE CO	400	4528	1,811,200.00	
		SBC COMMUNICATIONS	14,000	2311	3,235,400.00	
		SLM CORP	1,900	3695	7,020,500.00	
		SPX CORP	300	5131	1,539,300.00	
		SABRE HOLDINGS CORP	600	2105	1,263,000.00	
		SAFECO CORP	500	3636	1,818,000.00	
		SAFeway INC	1,800	2010	3,618,000.00	
		ST JUDE MEDICAL INC	700	5924	4,146,800.00	
		ST PAUL COS	900	3680	3,312,000.00	
		SANMINA-SCI CORP	2,100	1063	2,232,300.00	
		SARA LEE CORP	3,100	2018	6,255,800.00	
		SCHLUMBERGER LTD	2,400	4612	11,068,800.00	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	4,200	1142	4,796,400.00	
		SCIENTIFIC-ATLANTA INC	600	2720	1,632,000.00	
		SEALED AIR CORP	300	5107	1,532,100.00	
		SEARS ROEBUCK & CO	1,200	5416	6,499,200.00	
		SEMPRA ENERGY	900	2640	2,376,000.00	
		SERVICEMASTER COMPANY	1,300	1076	1,398,800.00	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	500	3186	1,593,000.00	
		SIEBEL SYSTEMS INC	1,900	1249	2,373,100.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.9 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	SIGMA-ALDRICH	300	5200	15600.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	700	4708	32956.00	
		SMITH INTERNATIONAL INC	400	3814	15256.00	
		SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	1,000	1597	15970.00	
		SOLETRON CORP	3,500	537	18795.00	
		SOUTHERN CO	3,000	2869	86070.00	
		SOUTHTRUST CORP	1,400	3188	44632.00	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	887	1752	15540.24	
		SOVEREIGN BANCORP INC	1,200	2207	26484.00	
		SPRINT CORP (PCS GROUP)	3,000	409	12270.00	
		STANLEY WORKS	400	3269	13076.00	
		STAPLES	2,000	2511	50220.00	
		STARBUCKS CORP	1,600	3090	49440.00	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	800	3400	27200.00	
		STATE STREET CORP	1,400	4985	69790.00	
		STRYKER CORP	500	7957	39785.00	
		SUN MICROSYSTEMS INC	13,500	416	56160.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS	1,200	2665	31980.00	
		SUNTRUST BANKS	1,100	6860	75460.00	
		SYMBOL TECHNOLOGIES INC	1,000	1365	13650.00	
		SYNOPSIS INC	600	2883	17298.00	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	1,000	2823	28230.00	
		SYSCO CORP	2,700	3473	93771.00	
		TJX COMPANIES INC	2,100	2165	45465.00	
		TXU CORPORATION	1,300	2092	27196.00	
		TARGET CORP	3,600	3800	136800.00	
		TELLABS INC	1,600	795	12720.00	
		TEMPLE INLAND	200	5405	10810.00	
		TENET HEALTHCARE CORPORATION	1,950	1365	26617.50	
		TERADYNE INC	800	2358	18864.00	
		TEXAS INSTRUMENTS	7,300	2786	203378.00	
		TEXTRON	500	4798	23990.00	
		THERMO ELECTRON CORP	700	2301	16107.00	
		3M CO	3,100	7721	239351.00	
		TIFFANY & CO	600	4163	24978.00	
		TIME WARNER INC	18,199	1552	282448.48	
		TOYS R US	900	1058	9522.00	
		TRAVELERS PROPERTY CASUALT-A	1,924	1573	30264.52	
		TRAVELERS PROP CASUALT-B	1,861	1562	29068.82	
		TRIBUNE CO	900	4733	42597.00	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	8,400	2154	180936.00	
		US BANCORP COM	8,032	2704	217185.28	
		UNION PACIFIC CORP	1,000	6332	63320.00	
		UNION PLANTERS CORP	800	3374	26992.00	
		UNISYS CORP	1,400	1556	21784.00	
		UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,200	7209	158598.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日現在 P.10 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	UNITED TECHNOLOGIES CORP	2,000	83.24	166,480.00	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	2,500	49.10	122,750.00	
		UNOCAL CORP	1,100	31.60	34,760.00	
		UNUMPROVIDENT CORP	1,100	14.63	16,093.00	
		VF CORP	400	41.18	16,472.00	
		VALERO ENERGY CORP	500	43.35	21,675.00	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	300	66.72	20,016.00	
		VERITAS SOFTWARE CORP	1,800	35.07	63,126.00	
		VERISIGN INC	900	14.93	13,437.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS	11,599	32.46	376,503.54	
		VIACOM B	6,500	37.00	240,500.00	
		VORNADO REALTY TRUST	400	53.45	21,380.00	
		VULCAN MATERIALS CO	400	43.43	17,372.00	
		WACHOVIA CORP	5,700	44.05	251,085.00	
		WAL-MART STORES	12,000	54.72	656,640.00	
		WALGREEN CO	4,300	35.41	152,263.00	
		WASHINGTON MUTUAL	3,900	45.78	178,542.00	
		WASTE MANAGEMENT INC	2,525	28.01	70,725.25	
		WATERS CORPORATION	500	30.28	15,140.00	
		WELLPOINT HEALTH NETWORKS	600	88.39	53,034.00	
		WELLS FARGO COMPANY	7,100	56.15	398,665.00	
		WENDY'S INTERNATIONAL INC	500	37.22	18,610.00	
		WEYERHAEUSER CO	900	56.07	50,463.00	
		WHIRLPOOL CORP	300	66.47	19,941.00	
		WILLIAMS COS	2,200	9.10	20,020.00	
		WRIGLEY (WM) JR CO	600	56.67	34,002.00	
		WYETH	5,600	39.95	223,720.00	
		XTO ENERGY INC	700	24.90	17,430.00	
		XCEL ENERGY INC	1,700	15.96	27,132.00	
		XILINX INC	1,400	34.87	48,818.00	
		XEROX CORP	3,300	10.17	33,561.00	
		YAHOO! INC	2,300	38.02	87,446.00	
		YUM! BRANDS INC	1,200	33.12	39,744.00	
		ZIMMER HOLDINGS INC	1,040	63.76	66,310.40	
		ZIONS BANCORPORATION	300	61.57	18,471.00	
		ACE LTD	1,100	34.47	37,917.00	
		ACCENTURE LTD-CL A	1,400	24.12	33,768.00	
		COOPER INDUSTRIES INC-CL A	400	52.41	20,964.00	
		GLOBAL SANTAFE CORP	866	21.92	18,982.72	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	700	58.01	40,607.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	600	37.79	22,674.00	
		NOBLE CORP	600	34.23	20,538.00	
		TRANSOCEAN INC	1,296	19.00	24,624.00	
		WEATHERFORD INTL LTD	600	32.54	19,524.00	
		XL CAPITAL LTD - CLASS A	600	73.66	44,196.00	
		SEAGATE TECHNOLOGY ESCROW POSITION	200	0.00	0.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日現在 P.11 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	米ドル	FLEXTRONICS INTL LTD	2,200	1455	32010.00	
	計	銘柄数:	461		37297,991.62	
					(4,033,777.793)	
		組入時価比率:	60.7%		60.9%	
	カナダドル	ATI TECHNOLOGIES INC	1,000	1930	19300.00	
		AGNICO-EAGLE MINES	300	1456	4368.00	
		ALCAN INC	1,300	5208	67704.00	
		MI DEVELOPMENTS INC-W/ICLA	200	3227	6454.00	
		BARRICK GOLD CORP	2,300	2800	64400.00	
		ABITBI-CONSOLIDATED	1,700	8.53	14501.00	
		TALISMAN ENERGY	500	6500	32500.00	
		BALLARD POWER SYSTEMS INC	300	1627	4881.00	
		BANK MONTREAL	2,100	5030	105,630.00	
		BANK NOVA SCOTIA	2,100	6440	135,240.00	
		NATIONAL BANK OF CANADA	700	4040	28,280.00	
		BCE INC	1,300	2904	37,752.00	
		BRANSCAN CORP	700	3653	25,571.00	
		BIOVAIL CORPORATION	600	3103	18,618.00	
		BOMBARDIER B	6,000	5.15	30,900.00	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	400	3480	13,920.00	
		CGI GROUP INC	1,100	7.26	7,986.00	
		CAE	900	5.27	4,743.00	
		CI FUND MANAGEMENT INC	500	1558	7,790.00	
		CAMECO CORP	200	5785	11,570.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	700	2106	14,742.00	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	1,500	60.11	90,165.00	
		CANADIAN NAT RESOURCES	500	55.65	27,825.00	
		NEXEN INC	500	38.61	19,305.00	
		CANADIAN TRE CORP A	300	3820	11,460.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	800	7705	61,640.00	
		COGNOS INC	300	4345	13,035.00	
		AGRIUM	500	21.00	10,500.00	
		NOVA CHEMICALS CORP	400	2942	11,768.00	
		CELESTICA INC	800	1885	15,080.00	
		DOFASCO	300	3090	9,270.00	
		DOMTAR	800	1445	11,560.00	
		KINROSS GOLD CORP	1,200	1097	13,164.00	
		FINNING INTERNATIONAL INC	300	31.10	9,330.00	
		FOUR SEASONS HOTELS INC	100	69.88	6,988.00	
		FALCONBRIDGE LTD	300	2530	7,590.00	
		GLAMIS GOLD LTD	500	2140	10,700.00	
		TELUS CORPORATION NON VTG	500	2263	11,315.00	
		GREAT-WEST LIFE CO INC	600	4127	24,762.00	
		ALANT INC	200	3154	6,308.00	
		HUDSON'S BAY CO	300	1140	3,420.00	
		IMPERIAL OIL	600	51.67	31,002.00	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P.12 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	カナダドル	INCO COMMON	800	4323	34584.00	
		ENBRIDGE INC	700	5220	36540.00	
		INVESTORS GROUP INC	400	3063	12252.00	
		INTRAWEST CORP	200	2330	4660.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	1,900	3899	74081.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	500	6230	31150.00	
		MERIDIAN GOLD INC	400	1697	6788.00	
		MAGNA INTERNATIONAL A	400	9920	39680.00	
		MDS INC	600	1910	11460.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	2,500	3147	78675.00	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS	100	196.00	19600.00	
		NORTEL NETWORKS CORP	16,000	525	84000.00	
		MOLSON INC	400	3484	13936.00	
		HUSKY ENERGY INC	500	2225	11125.00	
		NORANDA INC	700	1640	11480.00	
		ONEX CORPORATION	500	1481	7405.00	
		TRANSCANADA CORP	2,020	2721	54964.20	
		GOLDCORP INC	800	2215	17720.00	
		PENN WEST PETROLEUM LTD	200	4799	9598.00	
		PETRO-CANADA	900	5480	49320.00	
		PLACER DOME	1,700	2235	37995.00	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	200	103.05	20610.00	
		POWER CORP OF CANADA	700	4325	30275.00	
		POWER FINANCIAL CORP	500	4566	22830.00	
		PRECISION DRILLING CORP	200	5075	10150.00	
		MASONITE INTERNATIONAL CORP	200	3029	6058.00	
		QLT INC	300	2085	6255.00	
		QUEBECOR WORLD INC	400	2125	8500.00	
		ROYAL BANK OF CANADA	2,700	6357	171639.00	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	200	4835	9670.00	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	650	3685	23952.50	
		CP SHIPS LTD	375	25.10	9412.50	
		FARMONT HOTELS & RESORTS	375	34.16	12810.00	
ENCANA CORP	1,952	4564	89089.28			
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	800	1945	15560.00			
SHELL CANADA LTD	300	5477	16431.00			
SHOPPERS DRUG MART CORP	500	2795	13975.00			
SUNCOR ENERGY	1,900	2831	53789.00			
TECK COMINCO LIMITED-CL B	780	1746	13618.80			
THOMSON CORP	1,000	4265	42650.00			
TRANSALTA CORP	800	1855	14840.00			
WESTON (GEORGE)	200	9900	19800.00			
計		銘柄数:	84		2,321,965.28	
					(193,024.97)	
		組入時価比率:	2.9%		2.9%	
ユーロ		BANK OF IRELAND	4,366	1035	45188.10	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.13 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	RYANAIR HOLDINGS PLC	456	6.35	2,895.60	
		GRAFTON GRP PLC-UTS	789	5.14	4,055.46	
		BOUYGUES ORD	861	24.85	21,395.85	
		UMICORE	62	53.95	3,344.90	
		AIR LIQUIDE	416	131.90	54,870.40	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	1,180	17.31	20,425.80	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	1,935	8.58	16,602.30	
		ALLED IRISH BANKS	3,730	12.20	45,506.00	
		AMER-YHTYMAE A	100	34.20	3,420.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	1,013	18.56	18,801.28	
		ADDAS-SALOMON AG	190	83.35	15,836.50	
		ASSICURAZIONI GENERALI	3,966	20.95	83,087.70	
		LOREAL	1,418	62.65	88,837.70	
		BANCO ESPRITO SANTO SA	400	12.35	4,940.00	
		LVMH	922	57.60	53,107.20	
		IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	1,960	2.17	4,253.20	
		ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	954	11.55	11,018.70	
		WANADOO	1,609	6.28	10,104.52	
		BANCA POPOLARE MILANO	1,630	4.32	7,041.60	
		SAGEM SA-NEW	80	91.20	7,296.00	
		BANCA INTESA SPA	14,724	3.07	45,202.68	
		BANCA INTESA SPA-RNC	3,981	2.25	8,977.15	
		BANCA FIDEURAM SPA	1,299	5.45	7,079.55	
		ARNOLDO MONDADORI EDITORE	539	6.82	3,675.98	
		ELETRICIDADE DE PORTUGAL SA	7,856	1.99	15,633.44	
		BOEHLER-UDDEHOLM	23	49.12	1,129.76	
		BANK OF PIRAEUS	500	8.04	4,020.00	
		REED ELSEVIER NV	2,632	9.68	25,477.76	
		THALES	341	24.96	8,511.36	
		CAP GEMINI SA	444	39.62	17,591.28	
		COFINMMO	16	107.60	1,721.60	
		CASINO ORD	156	76.40	11,918.40	
		CRH	2,316	15.60	36,129.60	
		DCC PLC	346	10.90	3,771.40	
		HELLENIC TECHNODOMIKI TEV SA	300	5.02	1,506.00	
		COMMERCIAL BANK OF GREECE	200	17.74	3,548.00	
		CMB CIE MARITIME BEL GE	4	47.50	190.00	
		CREDITO ITALIANO ORD	15,597	4.16	64,883.52	
		ALPHA BANK A.E.	600	20.84	12,504.00	
		S.A. D'ETEREN N.V.	10	169.10	1,691.00	
		DELHAIZE GROUP	309	40.34	12,465.06	
		ELECTRABEL	124	246.60	30,578.40	
		ELAN CORPORATION PLC	1,532	4.45	6,817.40	
		BAYHPO-UND VEREINSBANK AG	1,410	18.14	25,577.40	
		COMMERZBANK AG	1,799	15.50	27,884.50	
		FYFFES	1,140	1.52	1,732.80	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.14 - 28

株式	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	FLUGHAFEN WIEN	29	35.00	1,015.00	
		ZELTIA SA	647	6.15	3,979.05	
		PUBLICIS GROUP	420	26.11	10,966.20	
		GECINA	62	112.30	6,962.60	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	300	17.52	5,256.00	
		IBERDROLA	3,185	14.25	45,386.25	
		IHC CALAND	135	37.18	5,019.30	
		IRISH LIFE & PERMANENT PLC	1,182	11.95	14,124.90	
		SNIA SPA	1,116	1.82	2,031.12	
		IMERYS	35	161.30	5,645.50	
		INDRA SISTEMAS SA	540	9.60	5,184.00	
		JERONIMO MARTINS	109	9.65	1,051.85	
		KESKO B-SHARE	200	14.08	2,816.00	
		KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	379	36.44	13,810.76	
		LAFARGE (FRANCE)	683	64.50	44,053.50	
		KERRY GROUP A	575	15.25	8,768.75	
		WARTSILA OYJ-B SHS	168	15.47	2,598.96	
		LAGARDERE	525	43.79	22,989.75	
		MAYR-MELNHOF KARTON	17	84.16	1,430.72	
		NH HOTELES SA.	353	9.63	3,399.39	
		MEDIOBANCA	1,948	8.91	17,356.68	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	321	13.00	4,173.00	
		MICHELIN B	568	32.67	18,556.56	
		DOUGLAS HOLDING	137	21.53	2,949.61	
		CONTINENTAL	502	28.59	14,352.18	
		DEUTSCHE POST AG-REG	1,603	15.99	25,631.97	
		ORION-YHTYMA-B SHS	140	17.44	2,441.60	
		NATIONAL BANK OF GREECE	840	18.34	15,405.60	
		TELEKOM AUSTRIA AG	739	9.26	6,843.14	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	50	61.07	3,053.50	
		OMV AG	55	119.38	6,565.90	
		VERBUND OESTERR ELEK A	15	80.70	1,210.50	
		OJUTOKUMPU A	300	10.69	3,207.00	
		PERNOD-RICARD	221	89.05	19,680.05	
		PIRELLI & C.	7,536	0.72	5,463.60	
		INDEPENDENT NEWS AND MEDIA	2,266	1.86	4,214.76	
		BARCO NV NPV	37	66.40	2,456.80	
		RENAULT SA	711	54.45	38,713.95	
		RAS ORD	1,252	13.32	16,676.64	
		RADEX-HERAKLITH INDUSTR.	61	12.90	786.90	
		RAUTARUUKKI OYJ	500	6.02	3,010.00	
		AVENTIS SA	2,852	48.85	139,320.20	
		MERCK KGAA	215	31.30	6,729.50	
		INTERBREW	632	20.76	13,120.32	
		RWE AG	1,524	25.65	39,090.60	
		RWE AG-NON VTG PFD	173	23.13	4,001.49	

有価証券明細表(株式)

MSCIユロサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P.15 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	LUXOTTICA GROUP SPA	581	14.30	8,308.30	
		VINCI	290	65.25	18,922.50	
		SOLVAY	269	63.90	17,189.10	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	812	51.10	41,493.20	
		VIVENDI UNIVERSAL	3,821	18.50	70,688.50	
		SCHERING	707	42.88	30,316.16	
		SAP AG	860	125.70	108,102.00	
		TECHNIP S.A.	83	85.80	7,121.40	
		TIM ORD	15,751	4.12	64,894.12	
		TECHNICAL OLYMPIC SA	300	4.24	1,272.00	
		TITAN CEMENT CO. SA	100	33.06	3,306.00	
		TOTAL	2,747	132.00	362,604.00	
		UNION FENOSA SA	851	13.61	11,582.11	
		AIR FRANCE	316	13.06	4,126.96	
		VA TECHNOLOGIE	25	23.29	582.25	
		CORIO NV	178	29.75	5,295.50	
		PAPASTRATOS CIGARETTE CO.	100	18.02	1,802.00	
		VIOHALCO	400	4.44	1,776.00	
		VALEO	310	31.25	9,687.50	
		WATERFORD WEDGWOOD UNIT	2,074	0.31	642.94	
		E.ON AG	2,471	45.71	112,949.41	
		VOESTALPINE AG	67	31.77	2,128.59	
		PECHINEY SA-ORDINARY SHARE	207	47.50	9,832.50	
		WERELDHAVE NV	79	58.55	4,625.45	
		VNU NV	931	26.10	24,299.10	
		GREENCORE GROUP	646	3.28	2,118.88	
		KCI KONECRANES OYJ	100	25.76	2,576.00	
		METRO STAMM	605	35.66	21,574.30	
		UPM-KYMMENE	2,086	15.87	33,104.82	
		HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	1,100	9.52	10,472.00	
		PUMA AG	68	123.95	8,428.60	
		BAYER	2,754	21.68	59,706.72	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	2,741	11.23	30,781.43	
		HENKEL KGAA-VORZUG	247	62.10	15,338.70	
		MEDIASET	2,466	9.22	22,736.52	
		BASF	2,279	41.23	93,963.17	
		CELESIO AG	120	39.26	4,711.20	
		BEIERSDORF	110	96.10	10,571.00	
		HEIDELBERGCEMENT AG	190	34.25	6,507.50	
		FRESENIUS MEDICAL CARE	151	51.20	7,731.20	
		FRESENIUS MEDICAL CARE-PFD	106	37.99	4,026.94	
		FRANCE TELECOM SA	4,576	20.10	91,977.60	
		ROYAL DUTCH PETROLEUM CO	8,720	37.40	326,128.00	
		VEDIOR NV-CVA	362	11.90	4,307.80	
		HAGEMEYER NV	456	2.43	1,108.08	
		SAMPO OYJ-A SHS	1,187	8.05	9,555.35	

有価証券明細表(株式)

MSCIユクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.16 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	ALLIANZ	1,152	90.10	103,795.20	
		UPONOR AB	100	2345	2,345.00	
		ABN AMRO HOLDING	6,269	1805	113,155.45	
		AHOLD (KON.)	2,713	8.39	22,762.07	
		HERMES INTERNATIONAL	41	153.80	6,305.80	
		AUTOGRILL SPA	465	1103	5,128.95	
		BULGARI	543	7.85	4,262.55	
		ENDESA	3,730	13.63	50,839.90	
		ALTANA AG	304	51.39	15,622.56	
		LUFTHANSA	846	1295	109,557.00	
		ERSTE BANK DER OESTER SPARK	108	9585	10,351.80	
		MUENCHENRUECKVERSICHERUNGSF/PD REGS	628	9983	62,693.24	
		BIC	137	37.67	5,160.79	
		DASSAULT SYSTEMES SA	176	3538	6,226.88	
		ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	154	36.18	5,571.72	
		FOLLFOLLIE SA	100	19.42	1,942.00	
		KONINKLIJKE NUMICO NV	634	20.43	12,952.62	
		DUTY FREE SHOPS S.A.	100	14.80	1,480.00	
		ALTADIS SA	1,214	21.97	26,671.58	
		OCE NV	331	12.00	3,972.00	
		AKZO NOBEL	1,134	27.71	31,423.14	
		ALSTOM	1,178	2.73	3,215.94	
		HELLENIC PETROLEUM SA	400	7.06	2,824.00	
		TIETONATOR OYJ	340	21.25	7,225.00	
		TPG NV	1,399	18.03	25,223.97	
		INTRACOM SA	300	5.44	1,632.00	
		VOLKSWAGEN STAMM	940	43.29	40,692.60	
		VOLKSWAGEN VORZUG	438	28.75	12,592.50	
		ACERINOX SA	217	37.86	8,215.62	
		BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTA RIA	1,2611	9.80	123,587.80	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	414	12.00	4,968.00	
		PINAULT-PRINT-REDOUTE	280	81.50	22,820.00	
		BANCA NAZIONALE LAVORO-ORD	6,292	1.90	11,986.26	
		DAMLERCHRYSLER AG	3,628	31.20	113,193.60	
		MEDIOLANUM SPA	1,122	6.23	6,990.06	
		MOBISTAR SA	92	44.12	4,059.04	
		CNP ASSURANCES	150	38.79	5,818.50	
		SAN PAOLO IMI SPA	4,203	10.22	42,954.66	
		VODAFONE-PANAFON SA	700	6.00	4,200.00	
		KONINKLIJKE VENDEX KBB NV	394	10.17	4,006.98	
		MAN STAMM	455	21.65	9,850.75	
		ACCIONA SA	116	46.40	5,382.40	
		FORTUM OYJ	1,397	8.21	11,469.37	
		UCB SA	375	27.00	10,125.00	
		THYSSENKRUPP AG	1,309	14.62	19,137.58	
		UNILEVER NV-CVA	2,372	49.84	118,220.48	

有価証券明細表(株式)

MSCIユロサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P.17 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	CARREFOUR	2,417	44.85	108,402.45	
		GAS NATURAL SDG	851	16.75	14,254.25	
		EFG EURO BANK ERGASIAS	700	13.42	9,394.00	
		ATOS ORIGIN	92	52.90	4,866.80	
		TUI AG	543	15.48	8,405.64	
		REPSOL YPF SA	3,817	14.33	54,697.61	
		WOLTERS KLUWER	1,163	12.14	14,118.82	
		SANOFI-SYNTHELABO SA	1,528	56.20	85,873.60	
		GRUPO FERROVIAL	273	25.13	6,860.49	
		IMMOFINANZ IMMOBILIEN ANLAGE	1,071	6.30	6,747.30	
		GRUPO DRAGADOS SA	506	17.46	8,834.76	
		AGFA GEVAERT NV	481	21.00	10,101.00	
		WIENERBERGER AG	129	19.70	2,541.30	
		ELISA OYJ	600	10.20	6,120.00	
		BANCO SANTANDER CENTRAL HIPS	17,792	8.32	148,029.44	
		METSO CORP	400	9.90	3,960.00	
		MLP AG	261	15.75	4,110.75	
		BANCO BPI SA	1,519	2.68	4,070.92	
		RODAMCO EUROPE NV	189	44.75	8,457.75	
		SIEMENS AG	3,367	59.56	200,538.52	
		WELLA AG -PREFERRED STOCK	60	68.67	4,120.20	
		AGUAS DE BARCELONA	245	11.51	2,819.95	
		TELEFONICA SA	19,547	10.61	207,393.67	
		QIAGEN NV	572	8.98	5,136.56	
		LINDE	360	39.45	14,202.00	
		FIAT SPA	1,869	6.36	11,886.84	
		DEUTSCHE BANK	2,199	54.98	120,901.02	
		DSM NV	340	38.44	13,069.60	
		SJEDZICKER AG	227	15.19	3,448.13	
		EPCOS AG	211	18.10	3,819.10	
		KARSTADT QUELLE AG	167	20.14	3,363.38	
		FOMENTO DE CONSTRUCC Y CONTRA	211	28.38	5,988.18	
		AMADEUS GLOBAL TRAVEL DIST-A	1,027	5.44	5,586.88	
		BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV	1,202	5.32	6,394.64	
		COLRUYT NV	74	77.05	5,701.70	
		PT MULTIMEDIA SERVICIOS	198	15.00	2,970.00	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	8,484	1.66	14,083.44	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA	4,163	7.50	31,222.50	
		BEKAERT NV	52	46.50	2,418.00	
		GRUPPO EDITORIALE L'ESPRESSO	727	4.75	3,453.25	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	8,823	13.54	119,463.42	
		TELECOM ITALIA MEDIA SPA	5,543	0.38	2,128.51	
		ACCOR	797	34.79	27,727.63	
		BANCO POPULAR ESPANOL	667	43.41	28,954.47	
		FINMECCANICA SPA	252.33	0.62	157.45.39	
		BUSINESS OBJECTS	278	27.44	7,628.32	

有価証券明細表(株式)

MSCIユロサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P.18 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,799	11.96	21,516.04	
		NOKIA	19,929	14.93	297,539.97	
		AEGON NV	5,612	11.08	62,180.96	
		ASML HOLDING NV	1,903	14.72	28,012.16	
		TISCALI SPA	754	5.84	4,403.36	
		OMEGA PHARMA SA	76	2,295	1,744.20	
		KONINKLIJKE KPN	7,247	6.38	46,235.86	
		STMICROELECTRONICS	2,450	22.83	55,933.50	
		SOCIETE GENERALE	1,360	64.55	87,788.00	
		SONAE SGPS SA BONUS	4,211	0.66	2,779.26	
		ALCATEL	5,117	10.58	54,137.86	
		FINECOGROUP SPA	6,648	0.62	4,174.94	
		ITALCEMENTI ORD	346	1,029	3,560.34	
		DANONE (GROUPE)	519	127.80	66,328.20	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	5,461	22.89	125,002.29	
		PROMOTORA DE INFOM SA -PRISA	323	10.08	3,255.84	
		THOMSON SA	762	17.37	13,235.94	
		TELEFONICA PUBLICIDAD E INFO	702	4.37	3,067.74	
		TELEVISION FRANCAISE (TF.1)	497	25.70	12,772.90	
		DEUTSCHE BOERSE AG	442	42.35	18,718.70	
		SODEXHO ALLIANCE SA	413	23.51	9,709.63	
		UNBAL	177	69.80	12,354.60	
		AXA	5,948	15.75	93,681.00	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT	299	41.12	12,294.88	
		PORSCHE AG -PFD	33	429.30	14,166.90	
		PEUGEOT SA	756	37.51	28,357.56	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	700	10.84	7,588.00	
		HEINEKEN NV	814	31.72	25,820.08	
		INDITEX	922	18.74	17,278.28	
		SUEZ	3,373	13.69	46,176.37	
		PARMALAT FINANZIARIA	1,798	2.17	3,910.65	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	4,618	2.57	11,891.35	
		BENETTON GROUP S.P.A.	197	10.48	2,064.56	
		ENEL SPA	8,754	5.43	47,534.22	
		ENI SPA	10,806	13.85	149,663.10	
		DEXIA	2,663	13.10	34,885.30	
		EURONEXT	394	19.55	7,702.70	
		ING GROEP	7,018	17.85	125,271.30	
		CAPITALIA SPA	5,064	2.53	12,811.92	
		CORPORACION MAPFRE SA	306	10.30	3,151.80	
		ESSILOR INTERNATIONAL	430	42.02	18,068.60	
		SNAM RETE GAS	3,652	3.31	12,088.12	
		CREDIT AGRICOLE SA	1,526	18.07	27,574.82	
		FORTIS	4,303	15.20	65,405.60	
		PUBLIC POWER CORP	300	18.56	5,568.00	
		ARCELOR	1,463	13.28	19,428.64	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P.19 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考		
株式	ユーロ	POHJOLA GROUP PLC-D SHS	50	2050	1,025.00			
		ZODIAC SA	168	2450	4,116.00			
		BNP PARBAS	3,402	4499	153,055.98			
		AUTOROUTES DU SUD DE LA FRAN	305	2652	8,088.60			
		KONE OYJ-B SHS	139	4431	6,159.09			
		BANCO POPOLARE DI VERONA E N	1,551	1313	20364.63			
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,273	3597	45,789.81			
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	703	4.00	2,812.00			
		KLEPIERRE	92	4775	4,393.00			
		BANK AUSTRIA CREDITANATALT	159	3602	5,727.18			
		BANCHE POPOLARI UNITE SCRL	1,336	1364	18,223.04			
		TELECOM ITALIA SPA	38,421	2.31	88,752.51			
		TELECOM ITALIA-RNC	23,975	1.56	37,401.00			
		SEAT PAGINE GIALLE SPA	13,981	0.83	11,632.19			
		HYPO REAL ESTATE HOLDING	367	1660	6,092.20			
		ANTENE 3 TELEVISION	70	3131	2,191.70			
		AGUAS DE BARCELONA-RIGHTS	245	0.11	26.95			
		計		銘柄数:	294		7,861,432.06 (1,018,055,451)	
				組入時価比率:	15.3%		15.4%	
		英債券		KIDDE PLC	3,609	1.09	3,951.85	
AMEC	1,235			2.67	3,300.53			
SIGNET GROUP PLC	7,162			1.07	7,699.15			
EMI GROUP PLC	3,329			1.68	5,617.68			
DIXONS GROUP PLC	8,130			1.32	10,792.57			
SAFEWAY PLC	4,399			2.88	12,702.11			
SEVERN TRENT PLC	1,437			7.15	10,274.55			
ASSOCIATED BRITISH PORTS	1,367			4.37	5,980.62			
BHP BILLITON PLC	10,296			4.38	45,147.96			
ARM HOLDINGS	4,255			1.11	4,733.68			
BAA PLC	4,439			4.81	21,362.68			
BBA GROUP	1,967			2.53	4,976.51			
BPB	2,110			3.27	6,915.52			
BARRATT DEVELOPMENTS	1,037			4.88	5,060.56			
BERKELEY GROUP PLC	489			7.71	3,770.19			
BALFOUR BEATTY	1,834			1.95	3,576.30			
BOC GROUP	2,079			8.10	16,850.29			
AMVESCAP PLC	2,801			4.02	11,260.02			
BRITISH AIRWAYS	2,322			2.26	5,259.33			
BRITISH LAND CO	2,079			5.38	11,195.41			
BRITISH SKY BROADCASTING	5,235			6.71	35,153.02			
AGGREKO PLC	1,007			1.51	1,525.60			
BUNZL PLC	1,904			4.70	8,948.80			
CABLE & WIRELESS	9,931	1.30	12,959.95					
CAPITA GROUP PLC	2,780	2.34	6,526.05					
NOVAR PLC	1,785	1.35	2,414.21					

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日 現在 P20 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	英ポンド	CATTLES PLC	1,443	3.17	4,574.31	
		CELLTECH GROUP PLC	1,207	3.50	4,224.50	
		AVIVA PLC	9,479	4.86	46,067.94	
		REUTERS GROUP PLC	5,967	2.50	14,917.50	
		DIAGEO PLC	12,980	7.23	93,910.30	
		SCHRODERS PLC	553	6.97	3,858.55	
		DAVIS SERVICE GROUP PLC	807	3.57	2,883.00	
		BAE SYSTEMS PLC	12,712	1.72	21,864.64	
		PROVIDENT FINANCIAL	1,083	6.16	6,671.28	
		AMERSHAM PLC	2,940	7.45	21,903.00	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	6,708	7.07	47,425.56	
		MAN GROUP PLC	1,143	14.28	16,322.04	
		EMAP PLC	1,095	8.43	9,236.32	
		ELECTROCOMPONENTS	1,870	3.50	6,545.00	
		ENTERPRISE INNS PLC	723	9.20	6,651.60	
		FKI	2,496	1.12	2,795.52	
		CARLTON COMMUNICATIONS	2,674	2.12	5,675.56	
		COBHAM	465	11.70	5,440.50	
		FIRSTGROUP PLC	1,775	2.87	5,094.25	
		GUS PLC	4,190	7.50	31,425.00	
		MISYS PLC	2,407	2.83	6,817.82	
		HAMMERSON	1,177	6.33	7,450.41	
		STAGECOACH GROUP PLC	4,670	0.79	3,689.30	
		HAYS PLC	7,014	1.25	8,767.50	
		REXAM PLC	2,315	4.14	9,584.10	
		EXEL PLC	1,228	7.29	8,958.26	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	3,029	10.49	31,774.21	
		IMI	1,494	3.52	5,266.35	
		IMPERIAL CHEMICAL ICI	4,990	2.03	10,129.70	
		JOHNSON MATTHEY	956	10.32	9,865.92	
		SABMILLER PLC	3,305	5.47	18,094.87	
		HILTON GROUP PLC	6,615	2.05	13,577.28	
		LOGICOMG	3,180	2.79	8,872.20	
		COMPASS GROUP PLC	9,170	3.50	32,140.85	
		HSEC HOLDINGS	45,705	8.89	406,545.97	
		MFI FURNITURE GROUP PLC	2,688	1.43	3,864.00	
		LEGAL & GENERAL GROUP	2,694	1.02	2,745.28	
		CENTRICA	17,660	1.87	33,024.20	
		UNILEVER PLC	11,609	5.05	58,683.49	
		CADBURY SCHWEPES	8,520	3.71	31,609.20	
		INTERNATIONAL POWER PLC	4,863	1.20	5,835.60	
		UNITED UTILITIES	2,312	4.89	11,323.02	
		ROYAL & SUN ALLIANCE NS	11,996	0.86	10,316.56	
		PEARSON	3,340	6.63	22,169.25	
		PEN & ORIENTAL STEAM	3,048	2.54	7,749.52	
		PERSIMMON PLC	1,159	4.43	5,134.37	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P21 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	英ポンド	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	1,024	6.44	6,594.56	
		PILKINGTON	4,440	0.90	3,996.00	
		SCOTTISH POWER	7,700	3.61	27,854.75	
		PRUDENTIAL PLC	8,416	4.61	38,860.88	
		RIO TINTO PLC REG	4,468	13.74	61,390.32	
		VODAFONE GROUP PLC	286,706	1.33	382,752.51	
		RANK GROUP	2,559	3.06	7,830.54	
		RMC GROUP	1,130	6.15	6,955.15	
		RECKITT BENCKISER PLC	2,490	12.63	31,448.70	
		RED ELSEVIER PLC	5,292	4.62	24,475.50	
		RENTOKIL INITIAL PLC	7,659	2.23	17,137.01	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	11,762	15.80	185,839.60	
		CLOSE BROTHERS GROUP PLC	626	7.04	4,407.04	
		SAINSBURY (J)	6,033	2.85	17,194.05	
		SCOTTISH & NEWCASTLE	3,354	3.59	12,066.01	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	3,573	6.43	22,992.25	
		SERCO GROUP PLC	1,813	1.71	3,100.23	
		BP PLC	92,960	4.10	381,600.80	
		SSL INTERNATIONAL PLC	785	3.40	2,669.00	
		SAGE GROUP PLC (THE)	5,039	1.79	9,032.40	
		SHELL TRANSPRT&TRADNG CO PLC	40,662	3.68	149,839.47	
		INVENSYS PLC	15,461	0.21	3,246.81	
		SLOUGH ESTATES	1,713	4.20	7,203.16	
		SMITHS GROUP	2,332	6.88	16,055.82	
		GRANADA PLC	11,523	1.15	13,251.45	
		LLOYDS TSB GROUP	23,549	3.96	93,430.65	
		TATE & LYLE	1,764	3.27	5,768.28	
		BG GROUP PLC	14,702	2.73	40,246.72	
		TAYLOR WOODROW	2,527	2.36	5,970.03	
		TESCO	30,408	2.43	73,967.46	
		3I GROUP PLC	2,531	6.25	15,818.75	
		TOMKINS PLC	3,310	2.72	9,019.75	
		ALLIANCE UNICHEM PLC	1,057	5.22	5,522.82	
		SMITH & NEPHEW PLC	3,890	4.51	17,573.07	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	25,158	13.75	345,922.50	
		DE LA RUE PLC	791	2.63	2,082.30	
		DAILY MAIL & GENERAL TST-A NV	1,303	5.82	7,583.46	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	593	2.58	1,529.94	
		AEGIS GROUP PLC	4,799	0.95	4,583.04	
		WIMPEY (GEORGE)	1,635	3.19	5,215.65	
		WPP GROUP PLC	4,885	5.57	27,233.87	
		WOLSELEY	2,448	7.11	17,411.40	
		KELDA GROUP PLC	1,677	4.49	7,533.92	
		ASTRAZENECA	7,186	28.02	201,351.72	
		UNITED BUSINESS MEDIA PLC	1,446	4.64	6,713.05	
		WHITBREAD PLC	1,244	7.40	9,205.60	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日現在 P22 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	英ポンド	FRIENDS PROVIDENT PLC	6,749	1.31	8,841.19	
		HBOS PLC	15,937	7.00	111,559.00	
		BRAMBLES INDUSTRIES PLC	3,162	1.76	5,580.93	
		GKN PLC ORD	3,115	2.75	8,566.25	
		TI AUTOMOTIVE LTD	763	0.00	0.00	
		BT GROUP PLC	36,455	1.77	64,707.62	
		CANARY WHARF GROUP PLC	1,221	2.45	3,000.60	
		CARNIVAL PLC	695	20.15	14,004.25	
		NATIONAL GRID TRANSCO PLC	12,768	3.91	49,954.80	
		MARKS&SPENCER GROUP PLC	9,457	2.73	25,888.53	
		BARCLAYS PLC	27,526	4.90	134,946.21	
		WILLIAM HILL PLC	1,817	3.59	6,523.03	
		YELL GROUP PLC	1,944	2.92	5,676.48	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	1,911	9.59	18,326.49	
		NEXT PLC	1,195	11.39	13,611.05	
		BOOTS GROUP PLC	3,361	7.35	24,720.15	
		MITCHELLS & BUTLERS PLC	3,165	2.32	7,358.62	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	3,066	5.32	16,326.45	
		SECURICOR PLC	2,299	0.90	2,069.10	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	6,084	1.76	10,753.47	
		KESA ELECTRICALS PLC	2,275	2.45	5,573.75	
		KINGFISHER PLC	9,479	2.74	25,996.15	
		UNITED UTILITIES PLC-A SHARES	1,283	2.91	3,733.53	
		HANSON PLC	3,045	4.03	12,278.96	
		計		銘柄数:	142	
		組入時価比率:	120%		121%	
スイスフラン		SYNGENTA AG	450	72.90	32,805.00	
		SYNTHES-STRATEC INC	19	1,150.00	21,850.00	
		VALORA HOLDING NAMEN	18	309.50	5,571.00	
		UNAXIS HOLDING AG-R	40	169.25	6,770.00	
		KUONI REISEN NAMEN B	13	430.50	5,596.50	
		SGS SURVEILLANCE NOM	18	715.00	12,870.00	
		SULZER	13	312.00	4,056.00	
		CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG	291	87.95	25,593.45	
		SWISSCOM AG-REG	110	383.00	42,130.00	
		GEBERIT AG-REG	16	550.00	8,800.00	
		GIVAUDAN-REG	32	586.00	18,752.00	
		SERONO SA B	29	896.00	25,984.00	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	605	170.50	103,152.50	
		NOVARTIS NAMEN	9,985	53.65	535,695.25	
		ABB LTD	4,247	8.00	33,976.00	
		ROCHE HOLDING INHABER	139	176.00	24,464.00	
		ROCHE HOLDING GENUSS	2,942	118.00	347,156.00	
		ADECCO SA-REG	541	78.50	42,468.50	
HOLCIM LTD-REG	624	58.60	36,566.40			

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P23 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	602	1745	1,0504.90	
		KUDELSKI SA-BEARER	139	4135	5,747.65	
		NESTLE SA-REGISTERED	1,698	291.00	494,118.00	
		UBS AG-REG	4,965	8255	409,860.75	
		CIE FINANC RICHEMONT-UTS A	2,177	31.10	67,704.70	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	189	5325	1,0064.25	
		CREDIT SUISSE GROUP	4,996	42.10	210,331.60	
		THE SWATCH GROUP AG-B	140	141.75	19,845.00	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	225	2830	6,367.50	
		SWISS RE-REG	1,354	82.00	111,028.00	
		LONZA AG-REG	190	62.00	11,780.00	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	23	293.50	6,750.50	
		計	銘柄数:	31		2,698,359.45
		組入時価比率:	3.4%		3.4%	
株式	スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO A	500	264.00	132,000.00	
		ATLAS COPCO B	300	243.00	72,900.00	
		GETINGE AB-B SHS	200	286.00	57,200.00	
		HOGANAS AB-B	100	152.50	15,250.00	
		ENIRO AB	700	66.00	46,200.00	
		SKF B	400	272.50	109,000.00	
		SKF A	100	272.50	27,250.00	
		SKANDENSKILDA BANKEN A	2,000	95.50	191,000.00	
		SVENSKT STAL AB-SER B	200	115.50	23,100.00	
		SVENSKT STAL	200	120.00	24,000.00	
		SCA SV CELLULOSA B	800	291.50	233,200.00	
		TRELLEBORG B	400	114.50	45,800.00	
		VOLVO A	400	207.00	82,800.00	
		VOLVO B	900	215.50	193,950.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	200	259.00	51,800.00	
		SWEDISH MATCH	1,500	68.50	102,750.00	
		TELE2 AB	375	385.50	144,562.50	
		CASTELLUM AB	200	161.00	32,200.00	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	200	144.50	28,900.00	
		NORDEA AB	10,000	48.70	487,000.00	
		OM HEX AB	300	83.00	24,900.00	
		GAMBRO AB-A	900	59.50	53,550.00	
		GAMBRO AB-B	200	59.50	11,900.00	
		SKANDIA FORSAKRING	3,300	26.20	86,460.00	
		ELECTROLUX B	1,200	161.50	193,800.00	
		DROTT AB-B	300	133.50	40,050.00	
		SECURITAS AB-B SHS	1,200	94.00	112,800.00	
HENNES & MAURITZ B	2,000	180.00	360,000.00			
ASSA ABLOY AB-B	1,200	83.50	100,200.00			
SVENSKA HANDEL SBANKEN-A	2,300	141.50	325,450.00			
SVENSKA HANDEL SBANKEN-B	200	138.00	27,600.00			

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日現在 P24 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考	
株式	スウェーデンクローナ	AXFOOD AB	100	168.50	16,850.00		
		ERICSSON (LM) B	61,800	1240	766,320.00		
		SANDVIK AB	900	230.50	207,450.00		
		WM-DATA B	1,500	1520	228,000.00		
		TELIASONERA	6,800	3,380	229,840.00		
		SAS AB	200	7100	1,420,000.00		
		SKANSKA AB-B SHS	1,500	59.50	89,250.00		
		BILLERUD AKTIEBOLAG	300	110.50	33,150.00		
		ALFA LAVAL AB	300	98.50	29,550.00		
		NOBEL BIOCARE HOLDING AG	100	665.00	66,500.00		
		計	銘柄数:	41		4,913,482.50	
						(70,901,552)	
				組入時価比率:	1.1%		1.1%
株式	ノルウェークローネ	DNB HOLDING ASA	1,600	3980	6,368,000.00		
		SMEDVIG ASA-A SHS	200	47.50	9,500.00		
		NORSK HYDRO	620	392.50	2,433,500.00		
		TOMRA SYSTEMS ASA	800	39.10	31,280.00		
		TELENOR ASA	3,200	39.00	124,800.00		
		SCHIBSTED ASA	200	118.25	23,650.00		
		STOREBRAND ORD	700	41.00	28,700.00		
		ORKLA ASA	900	153.00	1,377,000.00		
		FRONTLINE LTD	200	144.25	28,850.00		
		NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA	450	130.00	58,500.00		
		STATOIL ASA	1,900	68.00	129,200.00		
		TANDBERG ASA	500	49.50	24,750.00		
		GJENSIDIGE NOR ASA	250	286.00	71,500.00		
		AKER KVAERNER ASA	100	114.50	11,450.00		
		計	銘柄数:	14		9,869,100.00	
						(15,612,916)	
				組入時価比率:	0.2%		0.2%
株式	デンマーククローネ	KOBENHAVNS LUFTHAVNE	35	698.00	24,430.00		
		DANISCO	200	256.00	51,200.00		
		BANG & OLUFSEN AS	50	235.00	11,750.00		
		CARLSBERG B	50	257.00	12,850.00		
		A P MOLLER-MAERSK A/S	5	46,300.00	231,500.00		
		OSTASIA TISKE KOMPAGNIS	100	231.50	23,150.00		
		GN STORE NORD	1,180	38.80	45,784.00		
		DANSKE BANK A/S	2,005	132.50	265,662.50		
		NOVOZYMES A/S	200	219.00	43,800.00		
		FLS INDUSTRIES B	200	76.00	15,200.00		
		TDC A/S	550	206.00	113,300.00		
		TOPDANMARK AS	100	310.00	31,000.00		
		COLOPLAST-B	62	523.00	32,426.00		
		DSV DE SAMMENSLUT VOGN	50	241.00	12,050.00		
		ISS A/S	205	314.00	64,370.00		
		WILLIAM DEMANT HOLDING	124	197.00	24,428.00		

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

平成15年11月19日 現在 P25 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	デンマーククローネ	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	537	126.00	67,662.00	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	1,080	240.50	259,740.00	
		H. LUNDBECK A/S	288	98.50	28,368.00	
		NKT HOLDINGS A/S	100	117.00	11,700.00	
		GROUP 4 FALCK A/S	306	145.50	44,523.00	
	計	銘柄数:	21		141,4893.50	
					(24,633,295)	
		組入時価比率:	0.4%		0.4%	
株式	オーストラリアドル	WESTFIELD HOLDINGS LIMITED	1,769	14.06	24,872.14	
		AUSTRALIAN GAS LIGHT CO	1,913	10.56	20,201.28	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	7,412	16.67	123,558.04	
		AMCOR	3,560	8.22	29,263.20	
		WESTPAC BANKING	7,296	15.88	115,860.48	
		CENTRO PROPERTIES GROUP	2,484	3.70	9,190.80	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	9,036	4.88	44,095.68	
		AMP LIMITED	5,922	6.14	36,361.08	
		BRAMBLES INDUSTRIES	4,065	4.55	18,495.75	
		TAB LIMITED	1,823	4.09	7,456.07	
		COCA-COLA AMATIL	1,976	6.13	12,112.88	
		AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	439	15.26	6,699.14	
		DEUTSCHE OFFICE TRUST	5,021	1.10	5,523.10	
		BHP BILLITON LTD	15,561	11.13	173,193.93	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	5,458	1.13	6,167.54	
		MIRVAC GROUP	2,842	4.19	11,907.98	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	2,232	2.99	6,673.68	
		COMPUTERSHARE LIMITED	1,844	3.26	6,011.44	
		CSL LIMITED	697	16.52	11,514.44	
		TRANSURBAN GROUP	2,034	4.13	8,400.42	
		COLES MYER	4,531	7.57	34,299.67	
		COCHLEAR LIMITED	216	30.10	6,501.60	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	2,842	4.28	12,163.76	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,195	27.60	143,382.00	
		BORAL LIMITED	2,494	5.00	12,470.00	
		RIO TINTO LTD (ORA)	1,325	34.30	45,447.50	
		PAPERLINX LIMITED	1,813	4.64	8,412.32	
		CSR	4,227	1.87	7,904.49	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	1,197	2.00	2,394.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED	6,947	4.19	29,107.93	
		ANSELL LTD	703	6.72	4,724.16	
ONESTEEL LIMITED	2,125	1.82	3,867.50			
FOSTER'S GROUP LTD	8,614	4.33	37,298.62			
FUTURIS CORP	2,249	1.42	3,193.58			
CFS GANDEL RETAIL TRUST	5,345	1.29	6,895.05			
GENERAL PROPERTY TRUST	8,105	2.87	23,261.35			
MACQUARIE GOODMAN INDUSTRIAL	6,731	1.56	10,500.36			
JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	1,979	7.23	14,308.17			

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日現在 P26 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考		
株式	オーストラリアドル	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	7,986	3.21	25,635.06			
		ORICA LIMITED	1,184	13.07	15,474.88			
		JOHN FAIRFAX HOLDINGS LTD	3,607	3.34	12,047.38			
				PATRICK CORP LTD	724	14.65	10,606.60	
				LEIGHTON HOLDINGS	567	11.50	6,520.50	
				LEND LEASE	1,718	10.70	18,382.60	
				BHP STEEL LTD	3,473	5.09	17,677.57	
				LION NATHAN LIMITED	1,217	5.80	7,058.60	
				MACQUARIE BANK LIMITED	847	34.60	29,306.20	
				WMC RESOURCES LTD	4,945	5.13	25,367.85	
				MAYNE GROUP LTD	3,414	3.46	11,812.44	
				SUNCORP-METWAY LIMITED	2,204	12.27	27,043.08	
				RINKER GROUP LTD	4,036	6.04	24,377.44	
				NEWS CORP PLVO	8,276	9.83	81,353.08	
				NATIONAL AUSTRALIA BANK	6,262	28.73	179,907.26	
				PUBLISHING & BROADCASTING	541	11.54	6,243.14	
				NEWOREST MINING	1,361	12.79	17,407.19	
				TOLL HOLDINGS LIMITED	885	8.64	7,646.40	
				QBE INSURANCE GROUP	2,596	10.55	27,387.80	
				SOUTHCORP LIMITED	2,848	2.91	8,287.68	
				SANTOS	2,544	6.09	15,492.96	
				SONIC HEALTHCARE LIMITED	958	6.80	6,514.40	
				STOCKLAND	4,900	4.83	23,667.00	
				TABCORP HOLDINGS	1,745	11.15	19,456.75	
				NEWS CORP	6,089	11.94	72,702.66	
				WESFARMERS LIMITED	1,576	27.90	43,970.40	
				INVESTA PROPERTY GROUP	6,233	1.87	11,655.71	
				ALUMINA LTD	4,930	5.75	28,347.50	
				WESTFIELD TRUST	8,894	3.37	29,972.78	
				ILUKA RESOURCES LIMITED	1,065	4.38	4,664.70	
				WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	2,017	13.23	26,684.91	
				WOOLWORTHS LIMITED	4,276	11.06	47,292.56	
			計	銘柄数:	70		1,973,656.21 (154,418,861)	
		組入時価比率:	2.3%		2.3%			
株式	ニュージーランドドル	SKY NETWORK TELEVISION LTD	232	5.15	1,194.80			
		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	767	6.84	5,246.28			
		CONTACT ENERGY LIMITED	1,107	5.34	5,911.38			
		TOWER LIMITED	1,085	1.31	1,421.35			
		CARTER HOLT HARVEY	3,693	1.87	6,905.91			
		FLETCHER CHALLENGE LTD-PREF	928	1.31	1,215.68			
		FISHER & PAYKEL IND	245	11.80	2,891.00			
		FLETCHER BUILDING LIMITED	1,687	4.04	6,815.48			
		FLETCHER CHALLENGE FORESTS LTD	144	1.31	188.64			
		FISHER&PAYKEL APPLIANCES H	760	3.76	2,857.60			
		INDEPENDENT NEWSPAPERS LTD	584	4.85	2,832.40			

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P27 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	ニュージーランドドル	NGC HOLDINGS LTD	547	1.75	957.25	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	1,542	4.73	7,293.66	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	7,752	5.04	39,070.08	
		THE WAREHOUSE GROUP LIMITED	496	5.75	2,852.00	
	計	銘柄数:	15		87,653.51	
					(6,045,462)	
		組入時価比率:	0.1%		0.1%	
株式	香港ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	500	29.60	14,800.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	5,000	9.25	46,250.00	
		TEXWINCA HOLDINGS LTD	2,000	5.60	11,200.00	
		BANK EAST ASIA	5,800	23.60	136,880.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	7,700	36.30	279,510.00	
		HOPEWELL HOLDINGS LIMITED	3,000	11.40	34,200.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	4,000	14.30	57,200.00	
		CHEUNG KONG HOLDINGS	6,000	59.00	354,000.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	2,000	16.85	33,700.00	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	4,000	15.00	60,000.00	
		JOHNSON ELECTRIC HLDGS NEW	6,500	9.85	64,025.00	
		GIORDANO INTERNATIONAL	6,000	3.45	20,700.00	
		LI & FUNG LTD	6,000	13.30	79,800.00	
		MTR CORP	5,500	10.15	55,825.00	
		ESPROT HOLDINGS LIMITED	2,500	24.20	60,500.00	
		HANG SENG BANK	3,200	99.00	316,800.00	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	3,000	30.70	92,100.00	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	6,000	30.70	184,200.00	
		WHARF HOLDINGS	5,000	18.45	92,250.00	
		HONGKONG CHINA GAS	15,520	11.05	171,496.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	9,000	55.75	501,750.00	
		LYSAN DEVELOPMENT	3,000	10.95	32,850.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	11,000	14.10	155,100.00	
		PCCW LTD	13,600	5.20	70,720.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	2,000	21.00	42,000.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	6,000	4.50	27,000.00	
		SHANGRI-LA ASIA	4,000	7.10	28,400.00	
		SINO LAND	6,000	3.82	22,950.00	
		SCMP GROUP LTD	3,800	3.42	13,015.00	
		SMARTONE TELECOMMUNICATIONS	1,000	7.90	7,900.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	61.00	366,000.00	
		SWIRE PACIFIC A	4,000	44.70	178,800.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	2,000	22.85	45,700.00	
		TELEVISION BROADCASTS	1,000	36.40	36,400.00	
	計	銘柄数:	34		3,694,021.00	
					(51,494,652)	
		組入時価比率:	0.8%		0.8%	
株式	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	6,000	1.96	11,760.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LIMITED	3,494	1.28	4,472.32	

有価証券明細表(株式)

MSCIコクサイ・インデックス・マザー・ファンド

平成15年11月19日 現在 P28 - 28

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額金額	備考
株式	シンガポールドル	SINGAPORE PRESS HLDG	1,149	18.90	21,716.10	
		ALLGREEN PROPERTIES	2,000	1.09	2,180.00	
		DBS HOLDINGS LTD	5,000	14.40	72,000.00	
		CHARTERED SEMICONDUCTOR	4,000	1.55	6,200.00	
		CITY DEVELOPMENTS	2,000	5.75	11,500.00	
		SEMBCORP MARINE LTD	2,000	0.99	1,980.00	
		ST ASSEMBLY TEST SERVICES	1,000	2.05	2,050.00	
		CREATIVE TECHNOLOGY LIMITED	250	17.70	4,425.00	
		SMRT CORPORATION LTD	2,000	0.57	1,150.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	3,000	1.64	4,920.00	
		CAPITALAND LIMITED	5,000	1.55	7,750.00	
		SEMBCORP LOGISTICS LIMITED	1,000	1.79	1,790.00	
		HAW PAR BROTHERS INTL	81	4.32	349.92	
		KEPPEL CORP	2,000	5.65	11,300.00	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	7,000	0.76	5,320.00	
		SINGAPORE POST LTD	5,000	0.66	3,300.00	
		NEPTUNE ORIENT LINES NOL	4,000	2.11	8,440.00	
		OVERSEA-CHINESE BANKING	4,000	11.70	46,800.00	
		FRASER & NEAVE LTD	900	11.70	10,530.00	
		SPORE TELECOM	28,000	1.79	50,120.00	
		PARKWAY HLDGS LT	2,000	1.01	2,020.00	
		SINGAPORE AIRLINES	2,000	11.90	23,800.00	
		KEPPEL LAND LIMITED	2,000	1.59	3,180.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	5,000	12.80	64,000.00	
		UNITED OVERSEAS	1,000	1.88	1,880.00	
		VENTURE MFG (SINGAPORE) LTD	1,000	18.70	18,700.00	
		WING TAI HOLDINGS	2,000	0.79	1,580.00	
	計	銘柄数:	29		405,213.34	
					(25,617,587)	
		組入時価比率:	0.4%		0.4%	
	合計				6,619,799.600	
					(6,619,799.600)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株 式	461 銘柄	100.0%	60.94%
カナダドル	株 式	84 銘柄	100.0%	2.92%
豪ドル	株 式	70 銘柄	100.0%	2.33%
英ポンド	株 式	142 銘柄	100.0%	12.09%
スイスフラン	株 式	31 銘柄	100.0%	3.41%
香港ドル	株 式	34 銘柄	100.0%	0.78%
シンガポールドル	株 式	29 銘柄	100.0%	0.39%
ニュージーランド ドル	株 式	15 銘柄	100.0%	0.09%
スウェーデン クローナ	株 式	41 銘柄	100.0%	1.07%
ノルウェー クローネ	株 式	14 銘柄	100.0%	0.24%
デンマーク クローネ	株 式	21 銘柄	100.0%	0.37%
ユーロ	株 式	294 銘柄	100.0%	15.38%

2. ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

種 類	金 額
I 資産総額	2,008,770,241 円
II 負債総額	2,180,160 円
III 純資産総額 (I - II)	2,006,590,081 円
IV 発行済口数	2,199,592,153 口
V 1口当り純資産額 (III/IV)	0.9123 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種 類	業 種	額面総額 または口数	帳簿価額		評 価 額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	MSCIコクサイ・ インデックス・ マザーファンド	日 本	親投資信託 受益証券	—	2,247,594,853	0.8008	1,799,903,493	0.8513	1,913,377,498	95.35

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.35
合 計	95.35

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

種 類	金 額
I 資産総額	7,694,492,645 円
II 負債総額	37,233,196 円
III 純資産総額 (I - II)	7,657,259,449 円
IV 発行済口数	8,994,984,532 口
V 1口当り純資産額 (III / IV)	0.8513 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄 (上位 30 銘柄)

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	44,600	3,055.57	136,278,787	3,302.81	147,305,678	1.92
2	PFIZER	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー	34,580	3,662.52	126,650,093	3,749.55	129,659,439	1.69
3	EXXON MOBIL CORPOTATION	アメリカ	株式	エネルギー	29,499	3,778.93	111,474,748	4,347.33	128,242,046	1.67
4	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	40,899	2,701.40	110,484,652	2,943.93	120,403,891	1.57
5	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	各種金融	22,899	4,891.90	112,019,674	5,181.87	118,659,826	1.55
6	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	29,000	3,408.93	98,859,028	3,446.37	99,944,790	1.31
7	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	98,326	782.00	76,891,505	862.44	84,800,532	1.11
8	CISCO SYSTEMS	アメリカ	株式	テクノロジー製品・機器	30,899	2,337.74	72,233,931	2,613.97	80,769,120	1.05
9	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	48,319	1,690.04	81,661,344	1,670.71	80,727,292	1.05
10	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	303,457	254.09	77,106,269	260.39	79,018,958	1.03
11	IBM CORP	アメリカ	株式	テクノロジー製品・機器	7,700	9,542.80	73,479,609	10,018.79	77,144,741	1.01
12	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー	13,200	5,552.04	73,286,990	5,490.41	72,473,445	0.95
13	WAL-MART STORES	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	12,600	5,852.84	73,745,828	5,667.17	71,406,430	0.93
14	AMERICAN INT'L GROUP	アメリカ	株式	保険	9,799	6,206.80	60,820,506	7,049.15	69,074,660	0.90
15	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノロジー	26,516	2,606.35	69,110,128	2,413.88	64,006,680	0.84
16	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	5,500	10,256.74	56,412,086	10,627.29	58,450,128	0.76
17	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	銀行	6,697	7,938.91	53,166,920	8,602.53	57,611,203	0.75
18	TOTAL	フランス	株式	エネルギー	2,869	17,703.79	50,792,202	19,285.30	55,329,548	0.72
19	COCA-COLA CO	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	9,800	4,991.41	48,915,879	5,373.64	52,661,679	0.69
20	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	9,000	5,357.74	48,219,748	5,827.87	52,450,848	0.68
21	ROYAL DUTCH PETROLEUM CO	オランダ	株式	エネルギー	9,309	5,015.89	46,692,993	5,516.77	51,355,658	0.67
22	NOVARTIS NAMEN	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー	10,571	4,604.61	48,675,354	4,764.91	50,369,969	0.66
23	MERCK & CO	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー	10,000	4,925.59	49,255,910	4,894.76	48,947,697	0.64
24	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ	株式	銀行	7,500	6,020.82	45,156,152	6,297.10	47,228,260	0.62
25	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	1,793	24,986.38	44,800,580	26,224.19	47,019,990	0.61
26	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	電気通信サービス	12,199	3,481.92	42,476,031	3,676.70	44,852,082	0.59
27	CHEVRONTEXACO CORP	アメリカ	株式	エネルギー	4,700	7,896.82	37,115,081	9,159.61	43,050,190	0.56
28	SBC COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	電気通信サービス	14,800	2,482.58	36,742,268	2,773.59	41,049,216	0.54
29	HOME DEPOT	アメリカ	株式	小売	10,500	3,746.96	39,343,171	3,811.68	40,022,696	0.52
30	ROYAL BANK OF SCOTLAND	イギリス	株式	銀行	12,480	3,008.20	37,542,369	3,126.65	39,020,610	0.51

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株 式	97.62
新株予約権証券	0.00
合 計	97.62

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

投資株式の種類	投資株式の業種	投資比率 (%)	
株 式	外 国	銀行	11.80
		医薬品・バイオテクノロジー	9.02
		エネルギー	7.66
		資本財	6.74
		各種金融	6.29
		テクノロジー製品・機器	5.56
		電気通信サービス	5.11
		食品・飲料・タバコ	5.01
		保険	4.55
		素材	4.52
		メディア	4.00
		ソフトウェア・サービス	4.00
		公益事業	3.37
		小売	2.98
		半導体・半導体製造装置	2.87
		ヘルスケア機器・サービス	2.73
		食品・生活必需品小売り	2.56
		家庭用品・パーソナル用品	1.62
		運輸	1.38
		耐久消費財・アパレル	1.31
		ホテル・レストラン・レジャー	1.27
		自動車・自動車部品	1.22
		商業サービス・用品	0.94
		不動産	0.57
不動産投信	0.55		
合 計	97.62		

(注 1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

(注 2) インデックスの構成銘柄であり、マザーファンドにおいて組入れ実績がある上場不動産投資信託(会社形態含む)につきましては、投資株式中の業種「不動産投信」として集計しております。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

その他の情報**委託会社等の概況****◆委託会社**

名 称: モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
本店所在の場所: 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
代表者の役職氏名: 代表取締役社長 ビクター・チャング
資 本 の 額: 9 億 9,000 万円(平成 15 年 12 月 31 日現在)
会 社 の 沿 革: 昭和 62 年 2 月 10 日、モルガン・スタンレー投資顧問株式会社が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成 7 年 8 月 1 日、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社と商号を変更し、日本において証券投資信託委託業務を開始しました。

◆大株主の状況

名 称: モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インク
(Morgan Stanley International Holdings, Inc.)
住 所: 19085 アメリカ合衆国 デラウェア州
ウィルミントン センターロード 1013 番地
ユーエス・コーポレーション・カンパニー 気付
保 有 株 数: 4,502 株
比 率: 100%

目論見書の記載事項等

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案等を使用してファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。
また、目論見書に約款の全文を添付し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況」の詳細な記載内容について、当該投資信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
なお、目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
また、表紙裏には次の事項を記載することがあります。

「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券などの値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。」

(3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容については、投資者にとり見やすく理解しやすいものとするため、当該内容を説明した図表等を使用し、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第 1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第 2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、「運用状況」として記載することがあります。

(4) 要約目論見書を使用することがあります。

添付書類(要約目論見書)を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 12 条1項1号口に規定する書類(要約目論見書)として、以下の要領に従い使用します。

- ① 当要約目論見書は、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、ポスター等として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に掲載されることがあります。
- ② 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピーならびに販売会社等の名称およびロゴ・マークを付加して使用することがあります。
- ③ 運用成績として、年換算利回りを表示するとともに、1万口当りの分配実績額を表示することがあります。また、直近日現在における資産別の投資状況およびポートフォリオ戦略を表またはグラフを用いて表示することがあります。
- ④ 以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託は、その商品性格から以下の特徴をご理解のうえ、ご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。これらの運用による損益はご投資家のみなさまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金とは異なり元本および利息の保証はされておりません。
- ・投資信託は預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関は証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。

お申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。

- ⑤ 投信評価機関、投信評価会社(モーニングスター株式会社、スタンダード・アンド・プアーズ社、株式会社野村総合研究所等)からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- ⑥ ファンドに関する情報として、運用担当者に関する情報(写真も含まれます。)な

らびにファンドの運用実績を記載することがあります。また、ファンドの保有証券と運用状況に関連する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率、組入額および組入銘柄数(組入上位の資産、業種および銘柄など)の一部を日次、週次、月次などのデータとして文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜更新されます。

- ⑦ 組入銘柄の選定プロセスにつき、フローチャートを用いて説明することがあります。

丙国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換手続き等

- ① 「分配金支払いコース」を選択した場合、委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって受益証券を取得した販売会社に申出ることにより請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。手数料は徴収しません。

「分配金再投資コース」を選択の場合、「積立投資契約」に基づいて受益者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、当該受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更は行いません。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって受益証券を取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を委託会社に請求することができます。手数料は徴収しません。名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(4) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡に制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

(5) その他(受益証券の再発行)

- ① 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

- ② 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

- ③ 委託会社は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記①、②の規定を準用するものとします。
- ④ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

MSCI インデックス・セレクト・ファンド

追加型証券投資信託（コクサイ・ポートフォリオ）約款

親投資信託

MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド 約款

(2004. 2)

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

追加型証券投資信託

コクサイ・ポートフォリオ

約 款

(2004. 2)

コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式（当該株式の預託により発行される D R およびカントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数（以下、「M S C I コクサイ指数」といいます。）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国（2001 年 12 月末現在）を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（M S C I）が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物

取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 24 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 25 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当

収益等の全額とします。
分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合

は分配を行わないこともあります。)
収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 コクサイ・ポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金4,210,110,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受け付けないものとします。

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた

額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって売却することができるものとします。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって売却できるものとします。

受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の売却価額は、1万口につき1万円に、手数料

および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める3%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の受益証券の売却価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った委託者の指定する証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

第4項、第6項および第7項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第4項、第6項、第7項および第8項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益証券の買取請求に係る売却代金ま

たは一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第2項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

（受益証券の種類）

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の15種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚濁した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハに掲げるものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。))および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受

権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約

と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的

な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に

係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 27 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（資金の借入れ）

第 29 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社から、売戻代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管するこ

とがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第37条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る

費用

5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 受益証券の作成および管理事務に係る費用（受益証券の印刷に係る費用を含みます。）

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

（信託報酬等の総額）

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第47条 （削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日の前日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（受益証券の買取り）

第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益証券を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受けけないものとします。

第1項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する

額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消すことができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づき、この信託の受益証券の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとしてします。

（信託の一部解約）

第52条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとしてします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとしてします。

（投資信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとし、

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとし、

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・
マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイヤ

受託者 東京都中央区京橋一丁目7番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

親投資信託

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

約 款

(2003. 8)

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式(DR (預託証券) およびカンントリーファンドを含みます。) を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の株式(当該株式の預託により発行される DR およびカンントリーファンドを含みます。) に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下「 M S C I コクサイ指数 」) といいいます。) に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国(2001 年 12 月末現在) を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(M S C I) が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。) および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引お

よび金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいいます。) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいいます。) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者としてします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,868,790,171円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5000億円を限度として信託金(第4条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第4条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。
前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。
1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の追加型証券投資信託の受託者である三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,868,790,171口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。
前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日には、前項による追加信託の申込みを受けけないものとします。
追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはありません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 金銭債権
 - ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - ト. 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
 - チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号、第2号および第6号でそれぞれ定める「金利先渡取引」、「為替先渡取引」および「スワップ取引」に限ります。)に係る権利
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。))されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。以下同じ。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を

上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提

供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産に

ついて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、投資信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律、関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。なお、第1期の計算期間は、平成14年3月11日から平成14年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のクリスマスおよびイースターにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の純資産総額

を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承

継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)


第54条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成14年3月11日

委託者 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
モルガン・スタンレー・アセット・
マネジメント投信株式会社
代表取締役社長 ジョン・アール・アルカイ
ヤ

受託者 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

用語解説 **委託会社**


投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。

 **運用報告書**


ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。

 **MSCI**


モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社。同社が算出するMSCIコクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。

 **解約価額**

ファンド換金時の価額のことをいいます。

 **為替ヘッジ**

為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。

 **為替変動リスク**

為替相場の変動が、基準価額に影響を与えることをいいます。具体的には、円高は基準価額にはマイナス要因に、円安はプラス要因となります。

 **基準価額**

ファンドの1口(1単位)当りの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当りで表示されることがあります。

 **収益分配金**

ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

 **純資産総額**


ファンドの保有する投資信託財産の合計のことで、投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。

 **信託期間**


ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。

 **信託報酬**

ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中からお負担いただきます。

 **トラッキング・エラー**

トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど、数値が大きくなります。

 **ファミリーファンド方式**

ご投資家の皆様の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託(＝マザーファンド)に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。

 **分配金再投資コース**


ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。

 **分配金支払いコース**

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。

 **ベンチマーク**

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。

 **ポートフォリオ**

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。

 **目論見書**

お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受取りになり、内容をご覧の上、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。

 **約款(投資信託約款)**

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。

 **リスク**

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産に投資する場合は、為替変動の影響を受けません。したがって、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。